

平成 23 年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

## はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第3回目の公表であり、平成23年（平成23年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、10頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表75）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、36頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表76ないし図表81）では、弁護人及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、各地方裁判所から報告を受けた刑事通常第一審事件票、裁判員対象事件月報（本資料では、「刑事月報」という。）及び刑事未済年表に基づくもののほか、平成21年8月20日付け刑事局第三課長事務連絡「公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件等の調査について」等に基づく報告（本資料では、「個別報告」という。）及び刑事局の集計結果によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

平成24年7月

最高裁判所事務総局

## 凡　　例

### 1 特別法、政令の略称

[略称]	[法令、政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
海賊行為処罰法	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

### 2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし、図表1を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。同一の被告人について複数の起訴等があったときは、その都度計上した。	2
延べ人員 (被告人の場合)	新受人員及び未済人員の計上方法。1人の被告人を重複して計上することがある場合をいう。例えば、同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には、その後、これら複数の事件を併合して審理、終局した場合であっても、事件ごとに員数を計上する場合がある。	2

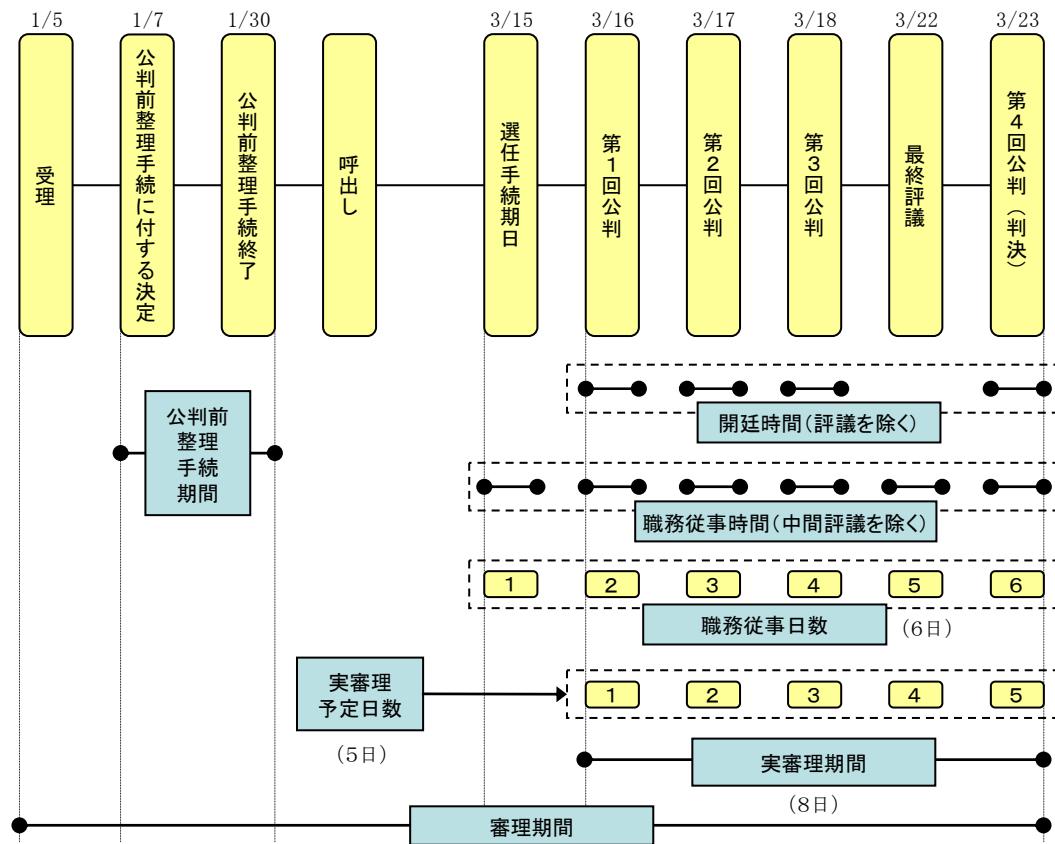
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。法3条1項の除外決定があったものを除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿被登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。したがって、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
回付	本庁から支部へ、又は支部から本庁若しくは同一管内の他の支部へ事件を引き継ぐことをいう。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があつたものを含まない（実人員。裁判員制度施行前のデータを除く。）。ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものがあるため、他の図表の判決人員とは異なる。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で、有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を、無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数（延べ人員）。本資料においては、平成23年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例VI頁のイメージ参照）。	8
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例VI頁のイメージ参照）。	8

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	8
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	8
終局件数	個別報告により、裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。）。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。	8
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	10
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	10
選任手続き日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続き日を含まない。	10
実審理予定日数	裁判員等選任手続き日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続き日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	13
延べ人員 (裁判員候補者の場合)	裁判員候補者の計上方法であり、同一の裁判員候補者を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて重複して計上する場合がある。	14
選定された裁判員候補者の数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼び出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続き日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	17

[用語]	[定義・説明]	[頁]
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	18
辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	18
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（統計数値の収集方法の変更に伴い、平成23年から年間を通じて法16条1号から7号の辞退事由に該当する場合も含まれることとなった。）。	18
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20
辞退が認められた裁判員候補者	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	32
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例VI頁のイメージ参照）。	37
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例VI頁のイメージ参照）。	37
公判前整理手続に要した期間（公判前整理手続期間）	公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例VI頁のイメージ参照）。	37
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	37

[用語]	[定義・説明]	[頁]
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例VI頁のイメージ参照。）。	38
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	43
取調べ証人数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	52
取調べ証拠数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	54
延べ人員 (被害者等の場合)	被害者等の計上方法であり、同一の被害者等を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて複数計上される場合がある。	68

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

### 3 数値の算出方法

#### (1) 平均値の算出方法

##### ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）

2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

##### イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）

6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）

1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）

2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）

3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

##### ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

#### (2) 構成比及び比率（%）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

# 目 次

## 第1 実施状況の概要

1 概況	1
図表 1 裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)
2 新受人員及びその内訳（序別・罪名別）	2
図表 2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員	(2)
図表 3 庁別の新受人員	(3)
図表 4 罪名別の新受人員	(4)
3 終局人員及びその内訳（序別・罪名別）	5
図表 5 庁別の終局人員	(5)
図表 6 罪名別の終局人員	(6)
4 未済人員及びその内訳（序別・係属期間別（総数））	7
図表 7-1 庁別の未済人員	(7)
図表 7-2 係属期間別の未済人員	(8)
5 裁判員等の負担	8
図表 8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）	(8)
図表 9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）	(8)
図表 10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）	(9)

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成	10
(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	10
(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況	13
(3) クロス集計の視点	13

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数 及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	14
図表 1-1 裁判員候補者名簿被登録人数、調査票回答者数、就職禁 止事由該当者数、定型的辞退事由申出者数（序別）	(15)
図表 1-2 月別の参加困難月申出者数	(16)
3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階	17
(1) 裁判員候補者の選定	17
図表 1-3 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否 認別）	(17)
(2) 辞退許可の状況	18
図表 1-4 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(18)
図表 1-5 選定された裁判員候補者数及びうち選任手續期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（序別）	(19)
4 選任手續期日当日	20
(1) 出席状況	20
図表 1-6 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(20)
(2) 辞退申立て、許否に関する状況	21
図表 1-7 選任手續期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退 が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定 日数別）	(21)
(3) 不選任に関する状況	22
図表 1-8 選任手續期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳（実審理予定日数別）	(22)
(4) 選任の状況	23
図表 1-9 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（序別）	(24)
図表 2-0 選任手續期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(26)
図表 2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ れた補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(28)
(5) 解任の状況	29
図表 2-2 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数 別）	(29)
(6) その他	30
図表 2-3 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し た裁判員候補者総数（選任手續期日に要した時間別）	(30)

5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	31
図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(31)
図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(32)
図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（序別）	(34)
図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（辞退事由別）	(35)
図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(35)

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 手続の流れ等の説明及び公表の構成	36
(1) 対象事件・合議体の構成	36
(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ	36
(3) クロス集計の視点	40
2 概況	41
図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(41)
3 審理	41
(1) 合議体の構成・除外決定	41
図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(41)
図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(41)
図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員	(42)
(2) 公判前整理手続	43
図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(43)

(参考)	裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）（平成18年～20年累計）	(44)
図表34	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(44)
図表35	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(45)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）	(46)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移	(46)
図表36	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手續期間	(47)
図表37	自白否認別の公判前整理手續期間の分布及び平均公判前整理手續期間	(48)
図表38	第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手續期間	(48)
図表39	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手續期間	(49)
図表40	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(50)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・・・・・・・・	51
図表41	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(51)
図表42	実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数	(51)
図表43	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(52)
図表44	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(53)
図表45	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）	(53)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・・・・	54
図表46	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(54)
図表47	取調べ証人人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人人数（自白否認別）	(55)
図表48	取調べ証人人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人人数（罪名別）	(56)
図表49	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間	

	(自白否認別)	(57)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び 証人 1 人当たりの平均証人尋問時間 (自白否認別)	(57)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問 時間 (自白否認別)	(58)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(58)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(59)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(59)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳 (自白 否認別)	(60)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布 (開廷回数別)	(61)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(61)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び 平均取調べ証拠数 (自白事件)	(62)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び 平均取調べ証拠数 (否認事件)	(62)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合 計別の終局件数の分布並びに平均時間 (自白事件)	(63)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合 計別の終局件数の分布並びに平均時間 (否認事件)	(63)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均 開廷回数 (自白事件)	(64)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均 開廷回数 (否認事件)	(64)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均 開廷時間 (自白事件)	(65)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均 開廷時間 (否認事件)	(65)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・	66
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(66)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数 (区分審理決定の有無別)	(66)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間 (区分審 理決定の有無別)	(67)

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	68
図表 6 5 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(68)
4 評議	69
図表 6 6 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(69)
図表 6 7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(70)
図表 6 8 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(71)
5 裁判の結果	72
図表 6 9 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(72)
図表 7 0 - 1 庁別・終局区分別の終局人員	(73)
図表 7 0 - 2 罪名別・終局区分別の終局人員	(74)
図表 7 1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(75)
6 控訴	76
図表 7 2 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(76)
図表 7 3 第一審結果別の控訴審結果の分布	(77)
（参考）控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(78)
7 上告	79
図表 7 4 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(79)
図表 7 5 控訴審結果別の上告審結果の分布	(80)
（参考）上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(81)
<b>第4 その他</b>	82
図表 7 6 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）	(83)
図表 7 7 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(84)
図表 7 8 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(85)
図表 7 9 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(86)
図表 8 0 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数	(86)
図表 8 1 裁判員法違反事件の処理状況	(86)

## 第1 実施状況の概要

### 1 概況

平成23年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

**図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ**

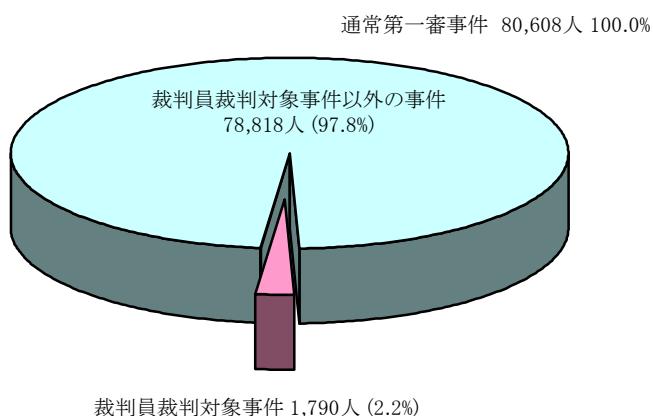
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,790(人)	(注) 図表2~4参照
	終局人員(実人員)	1,570(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況につ いて	裁判員候補者名簿被登録人数	315,940(人)	(注) 図表11, 12, 19参照
	選定された裁判員候補者の数	131,860(人)	(注) 図表13~16等参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	44,150(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	78.4(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	77,909(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	59.1(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	8,815(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	2,988(人)	"
第3 裁判員の参 加する公判手 続の実施状 況について	平均審理期間	8.9(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均開廷回数	4.1(回)	(注) 図表42~45, 63参照
	平均取調べ証拠数	32.5(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	2.3(人)	(注) 図表47, 48参照
	平均証人尋問時間	165.4(分)	(注) 図表49, 55参照
	平均被告人質問時間	150.3(分)	(注) 図表51, 55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	185(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	564.1(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	172(人)	(注) 図表77, 78参照

## 2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成23年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,790人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（8万0608人）の2.2%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



(注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
2 通常第一審事件には再審事件を含む。

図表3 庁別の新受人員

総数	1,790
東京地裁本庁	146
東京地裁立川支部	63
横浜地裁本庁	100
横浜地裁小田原支部	25
さいたま地裁本庁	79
千葉地裁本庁	209
水戸地裁本庁	35
宇都宮地裁本庁	27
前橋地裁本庁	27
静岡地裁本庁	15
静岡地裁沼津支部	23
静岡地裁浜松支部	8
甲府地裁本庁	18
長野地裁本庁	11
長野地裁松本支部	7
新潟地裁本庁	21
大阪地裁本庁	151
大阪地裁堺支部	55
京都地裁本庁	26
神戸地裁本庁	33
神戸地裁姫路支部	9
奈良地裁本庁	12
大津地裁本庁	23
和歌山地裁本庁	11
名古屋地裁本庁	109
名古屋地裁岡崎支部	29
津地裁本庁	16
岐阜地裁本庁	21
福井地裁本庁	11
金沢地裁本庁	8
富山地裁本庁	8
広島地裁本庁	34
山口地裁本庁	11
岡山地裁本庁	29
鳥取地裁本庁	4
松江地裁本庁	4
福岡地裁本庁	56
福岡地裁小倉支部	15
佐賀地裁本庁	9
長崎地裁本庁	8
大分地裁本庁	16
熊本地裁本庁	25
鹿児島地裁本庁	30
宮崎地裁本庁	11
那覇地裁本庁	16
仙台地裁本庁	28
福島地裁本庁	16
福島地裁郡山支部	11
山形地裁本庁	9
盛岡地裁本庁	7
秋田地裁本庁	4
青森地裁本庁	11
札幌地裁本庁	27
函館地裁本庁	7
旭川地裁本庁	5
釧路地裁本庁	14
高松地裁本庁	22
徳島地裁本庁	7
高知地裁本庁	7
松山地裁本庁	9
その他	2

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。

図表4 罪名別の新受人員

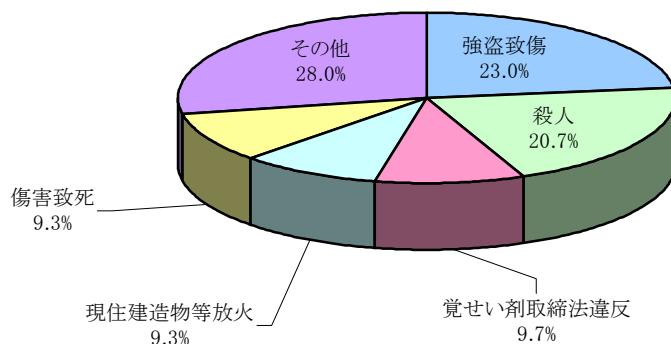
総数	1,790
強盗致傷	411
殺人	370
覚せい剤取締法違反	173
現住建造物等放火	167
傷害致死	167
(準)強姦致死傷	138
(準)強制わいせつ致死傷	107
強盗強姦	82
強盗致死(強盗殺人)	39
偽造通貨行使	30
逮捕監禁致死	21
通貨偽造	20
危険運転致死	20
集団(準)強姦致死傷	17
保護責任者遺棄致死	12
銃刀法違反	3
麻薬特例法違反	3
麻薬取締法違反	1
その他	9

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、

同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。



### 3 終局人員及びその内訳（府別・罪名別）

平成23年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,570人であり、府別にみると、図表5のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,514人であり、判決人員に対する有罪率は99.3%である。）。

なお、平成23年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、5万7968人である。

**図表5 府別の終局人員**

総数	1,570
東京地裁本庁	136
東京地裁立川支部	40
横浜地裁本庁	84
横浜地裁小田原支部	12
さいたま地裁本庁	77
千葉地裁本庁	202
水戸地裁本庁	25
宇都宮地裁本庁	26
前橋地裁本庁	20
静岡地裁本庁	8
静岡地裁沼津支部	13
静岡地裁浜松支部	7
甲府地裁本庁	12
長野地裁本庁	11
長野地裁松本支部	11
新潟地裁本庁	14
大阪地裁本庁	113
大阪地裁堺支部	41
京都地裁本庁	35
神戸地裁本庁	43
神戸地裁姫路支部	14
奈良地裁本庁	11
大津地裁本庁	18
和歌山地裁本庁	11
名古屋地裁本庁	77
名古屋地裁岡崎支部	21
津地裁本庁	15
岐阜地裁本庁	23
福井地裁本庁	7
金沢地裁本庁	11
富山地裁本庁	4
広島地裁本庁	34
山口地裁本庁	5
岡山地裁本庁	29
鳥取地裁本庁	3
松江地裁本庁	3
福岡地裁本庁	56
福岡地裁小倉支部	14
佐賀地裁本庁	6
長崎地裁本庁	5
大分地裁本庁	17
熊本地裁本庁	11
鹿児島地裁本庁	26
宮崎地裁本庁	8
那覇地裁本庁	19
仙台地裁本庁	17
福島地裁本庁	16
福島地裁郡山支部	22
山形地裁本庁	11
盛岡地裁本庁	6
秋田地裁本庁	4
青森地裁本庁	15
札幌地裁本庁	37
函館地裁本庁	7
旭川地裁本庁	8
釧路地裁本庁	11
高松地裁本庁	13
徳島地裁本庁	8
高知地裁本庁	5
松山地裁本庁	10
その他	2

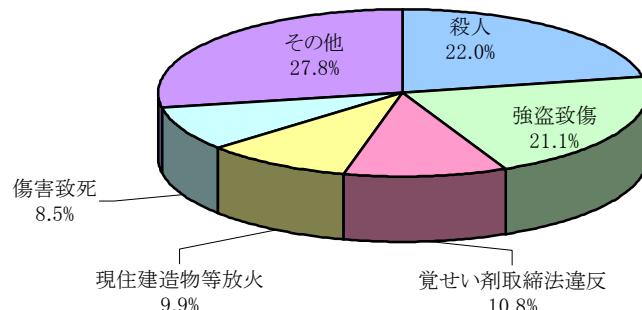
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。

図表6 罪名別の終局人員

総数	1,570
殺人	345
強盗致傷	331
覚せい剤取締法違反	169
現住建造物等放火	155
傷害致死	134
(準)強姦致死傷	96
(準)強制わいせつ致死傷	88
強盗強姦	53
強盗致死(強盗殺人)	42
麻薬特例法違反	39
偽造通貨行使	26
逮捕監禁致死	25
危険運転致死	17
傷害	8
保護責任者遺棄致死	8
通貨偽造	5
集団(準)強姦致死傷	5
強盗	5
(準)強姦	3
拐取者身の代金取得等	3
組織的犯罪処罰法違反	3
銃刀法違反	2
麻薬取締法違反	2
非現住建造物等放火	1
ガス漏出等致死	1
強制わいせつ	1
自殺関与及び同意殺人	1
窃盗	1
海賊行為処罰法違反	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。



#### 4 未済人員及びその内訳（府別・係属期間別（総数））

平成23年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を府別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万2539人である。

図表7-1 府別の未済人員

総数	1,555
東京地裁本庁	152
東京地裁立川支部	89
横浜地裁本庁	98
横浜地裁小田原支部	27
さいたま地裁本庁	87
千葉地裁本庁	171
水戸地裁本庁	19
宇都宮地裁本庁	20
前橋地裁本庁	13
静岡地裁本庁	13
静岡地裁沼津支部	27
静岡地裁浜松支部	7
甲府地裁本庁	13
長野地裁本庁	7
長野地裁松本支部	4
新潟地裁本庁	24
大阪地裁本庁	142
大阪地裁堺支部	55
京都地裁本庁	35
神戸地裁本庁	33
神戸地裁姫路支部	7
奈良地裁本庁	13
大津地裁本庁	10
和歌山地裁本庁	16
名古屋地裁本庁	80
名古屋地裁岡崎支部	21
津地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	18
福井地裁本庁	15
金沢地裁本庁	12
富山地裁本庁	7

広島地裁本庁	34
山口地裁本庁	8
岡山地裁本庁	20
鳥取地裁本庁	6
松江地裁本庁	2
福岡地裁本庁	45
福岡地裁小倉支部	5
佐賀地裁本庁	4
長崎地裁本庁	6
大分地裁本庁	7
熊本地裁本庁	21
鹿児島地裁本庁	18
宮崎地裁本庁	11
那覇地裁本庁	5
仙台地裁本庁	21
福島地裁本庁	4
福島地裁郡山支部	5
山形地裁本庁	5
盛岡地裁本庁	7
秋田地裁本庁	4
青森地裁本庁	8
札幌地裁本庁	24
函館地裁本庁	3
旭川地裁本庁	1
釧路地裁本庁	10
高松地裁本庁	15
徳島地裁本庁	2
高知地裁本庁	3
松山地裁本庁	4

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,555	217	368	493	336	116	25

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

終局件数	職務従事日数						平均職務従事日数(日)	
	2日	3日	4日	5日	10日以内	10日を超える		
総数	1,442	(0.9) 13	(20.4) 294	(33.2) 479	(18.2) 263	(24.2) 349	(3.1) 44	5.0
自白	818	(1.5) 12	(33.5) 274	(42.1) 344	(13.6) 111	(9.2) 75	(0.2) 2	4.0
否認	624	(0.2) 1	(3.2) 20	(21.6) 135	(24.4) 152	(43.9) 274	(6.7) 42	6.3

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 ( )は総数に対する割合(%)である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

判決人員	職務従事時間						平均職務従事時間(時)	
	12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	24時間を超える		
総数	1,525	129	229	274	242	178	473	22.5
自白	885	122	203	198	140	90	132	18.2
否認	640	7	26	76	102	88	341	28.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

判決人員	職務従事時間						平均職務従事時間(時)	
	12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	24時間を超える		
総数	1,525	129	229	274	242	178	473	22.5
殺人	337	20	44	59	57	40	117	24.2
強盗致傷	320	35	42	63	54	26	100	21.6
覚せい剤取締法違反	167	13	23	32	27	22	50	21.3
現住建造物等放火	151	17	38	28	26	15	27	19.3
傷害致死	131	8	11	20	22	13	57	24.7
(準)強姦致死傷	88	8	18	15	14	6	27	21.0
(準)強制わいせつ致死傷	87	14	27	16	8	11	11	17.2
強盗強姦	46	1	7	11	8	6	13	24.3
強盗致死(強盗殺人)	42	-	-	5	5	5	27	35.4
麻薬特例法違反	39	3	4	8	10	8	6	20.0
偽造通貨行使	26	7	7	6	4	-	2	15.1
逮捕監禁致死	25	-	-	2	2	10	11	26.9
危険運転致死	17	2	4	2	1	5	3	22.9
傷害	8	-	-	1	-	2	5	30.5
保護責任者遺棄致死	8	-	1	-	1	1	5	38.9
通貨偽造	5	-	2	1	-	1	1	18.4
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	3	-	-	2	25.3
強盗	5	1	-	1	1	1	1	21.4
(準)強姦	3	-	-	-	1	1	1	22.4
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	3	27.9
組織的犯罪処罰法違反	3	-	-	-	-	1	2	35.9
銃刀法違反	2	-	-	1	-	1	-	20.0
麻薬取締法違反	2	-	-	-	-	2	-	23.1
非現住建造物等放火	1	-	-	-	1	-	-	18.4
ガス漏出等致死	1	-	1	-	-	-	-	14.5
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	1	-	22.3
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	1	27.6
窃盗	1	-	-	-	-	-	1	25.1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 1 手続の流れの説明及び公表の構成

#### (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

##### ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される（法25条）。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望<sup>\*1</sup>の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**<sup>\*2</sup>）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**<sup>\*3</sup>）などを尋ねる（規15条）。

平成22年に作成された裁判員候補者名簿（平成23年用）の被登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

##### イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**），残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（**呼出状**）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**<sup>\*4</sup>、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての

\*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

\*2 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

\*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

\*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

有無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**），裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）<sup>\*5</sup>。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由<sup>\*6</sup>や辞退申立ての有無について質問する（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**），さらに検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任<sup>\*7</sup>**），残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員<sup>\*8</sup>及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

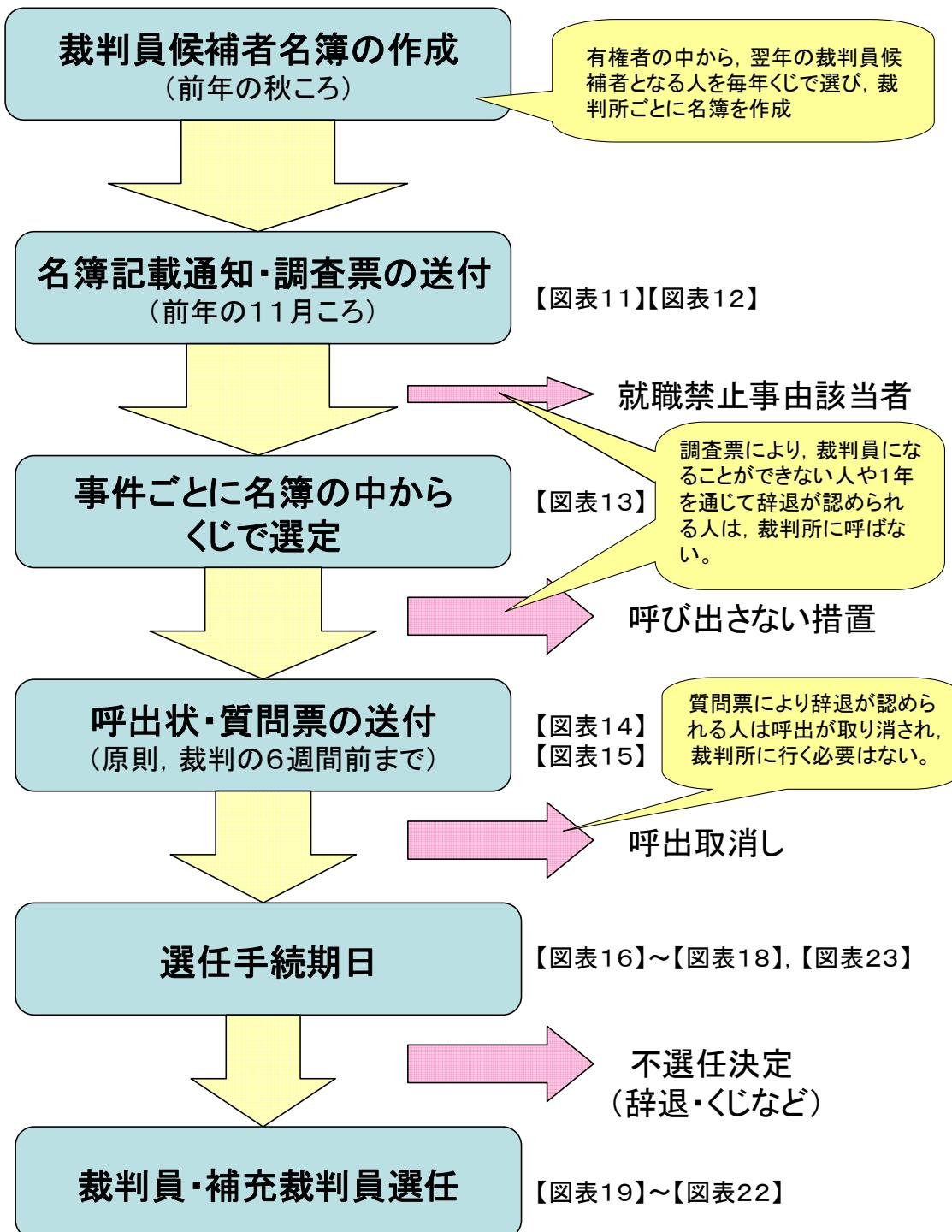
\*5 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

\*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

\*7 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

\*8 ただし、公訴事実に争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適當と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要が高くなるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成23年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計31万5940人（有権者全体の約0.30%であり、有権者約330人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万2222人であり<sup>9</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を府別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から消除された人員は、1,844人である。

---

\*9 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

**図表11 裁判員候補者名簿被登録人数、調査票回答者数、就職禁止事由該当者数、定型的辞退事由申出者数（府別）**

府名	裁判員候補者名簿被登録人數	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	府名	裁判員候補者名簿被登録人數	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	315,940	122,222	2,104	73,979	広島地裁本庁	4,700	1,824	33	1,182
裁判員候補者名簿被登録人數に占める割合(%)	100.0	38.7	0.7	23.4	山口地裁本庁	2,500	1,079	28	734
東京地裁本庁	27,000	9,767	190	5,387	岡山地裁本庁	3,900	1,548	18	1,011
東京地裁立川支部	8,000	3,015	59	1,717	鳥取地裁本庁	1,500	632	12	427
横浜地裁本庁	13,000	4,758	92	2,673	松江地裁本庁	1,200	538	5	372
横浜地裁小田原支部	2,500	950	13	578	福岡地裁本庁	10,500	3,921	93	2,317
さいたま地裁本庁	13,830	5,045	77	2,937	福岡地裁小倉支部	4,100	1,581	28	1,000
千葉地裁本庁	24,300	9,047	181	5,139	佐賀地裁本庁	1,500	559	11	355
水戸地裁本庁	7,800	2,976	56	1,870	長崎地裁本庁	2,900	1,205	37	774
宇都宮地裁本庁	5,800	2,201	25	1,348	大分地裁本庁	2,700	1,125	21	745
前橋地裁本庁	5,900	2,270	23	1,439	熊本地裁本庁	4,100	1,633	32	1,042
静岡地裁本庁	2,000	832	8	474	鹿児島地裁本庁	3,300	1,393	23	952
静岡地裁沼津支部	3,800	1,514	38	937	宮崎地裁本庁	2,500	970	22	640
静岡地裁浜松支部	2,200	895	7	517	那覇地裁本庁	3,500	1,039	25	609
甲府地裁本庁	2,400	954	10	592	仙台地裁本庁	5,000	2,010	41	1,243
長野地裁本庁	2,300	971	7	646	福島地裁本庁	1,500	578	19	354
長野地裁松本支部	2,300	994	5	677	福島地裁郡山支部	3,400	1,337	11	835
新潟地裁本庁	4,100	1,842	24	1,174	山形地裁本庁	2,200	958	14	588
大阪地裁本庁	27,000	10,133	122	5,970	盛岡地裁本庁	2,100	833	11	560
大阪地裁堺支部	6,300	2,424	36	1,438	秋田地裁本庁	1,400	575	9	398
京都地裁本庁	6,400	2,554	63	1,559	青森地裁本庁	3,250	1,342	34	833
神戸地裁本庁	9,000	3,500	62	2,082	札幌地裁本庁	7,500	2,900	78	1,739
神戸地裁姫路支部	3,200	1,272	18	825	函館地裁本庁	2,000	803	15	499
奈良地裁本庁	3,500	1,398	20	865	旭川地裁本庁	1,900	831	22	544
大津地裁本庁	3,500	1,382	23	785	釧路地裁本庁	1,500	630	13	390
和歌山地裁本庁	2,700	1,111	10	707	高松地裁本庁	3,400	1,368	30	878
名古屋地裁本庁	14,200	5,602	81	3,277	徳島地裁本庁	1,900	786	10	498
名古屋地裁岡崎支部	5,300	2,030	23	1,186	高知地裁本庁	2,960	1,145	17	760
津地裁本庁	5,000	2,048	33	1,351	松山地裁本庁	3,500	1,367	18	851
岐阜地裁本庁	4,200	1,823	31	1,187					
福井地裁本庁	1,300	527	6	340					
金沢地裁本庁	2,200	832	20	515					
富山地裁本庁	2,500	1,045	11	657					

(注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

2 「就職禁止事由該当者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

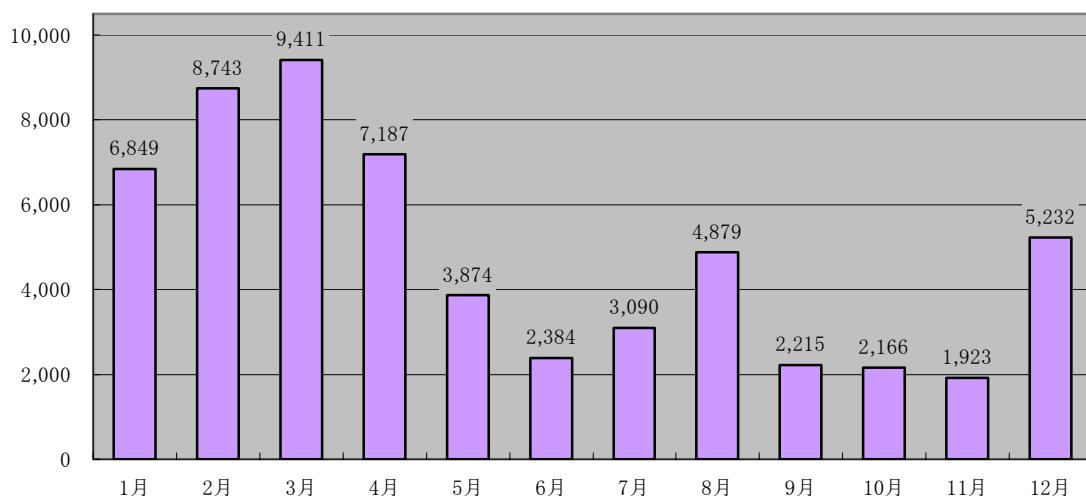
裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	参加困難月申出者合計	うち1月参加困難者	うち2月参加困難者	うち3月参加困難者	うち4月参加困難者	うち5月参加困難者	うち6月参加困難者
(100.0) 315,940	(38.7) 122,222	(18.3) 57,953	(2.2) 6,849	(2.8) 8,743	(3.0) 9,411	(2.3) 7,187	(1.2) 3,874	(0.8) 2,384
			うち7月参加困難者 (1.0) 3,090	うち8月参加困難者 (1.5) 4,879	うち9月参加困難者 (0.7) 2,215	うち10月参加困難者 (0.7) 2,166	うち11月参加困難者 (0.6) 1,923	うち12月参加困難者 (1.7) 5,232

(注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。

2 「裁判員候補者名簿被登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。

3 ( )は裁判員候補者名簿被登録人数全体に占める割合(%)である。

(人)



## 3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

## (1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、13万1860人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員候 補者総数	実審理予定日数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,525	[86.5] 131,860	[78.8] 1,970	[77.1] 30,551	[80.0] 38,020	[97.5] 61,819
自白	885	[81.9] 72,510	[78.7] 1,810	[77.0] 28,177	[81.4] 25,324	[93.0] 17,199
否認	640	[92.7] 59,350	[80.0] 160	[79.1] 2,374	[77.4] 12,696	[99.4] 44,120

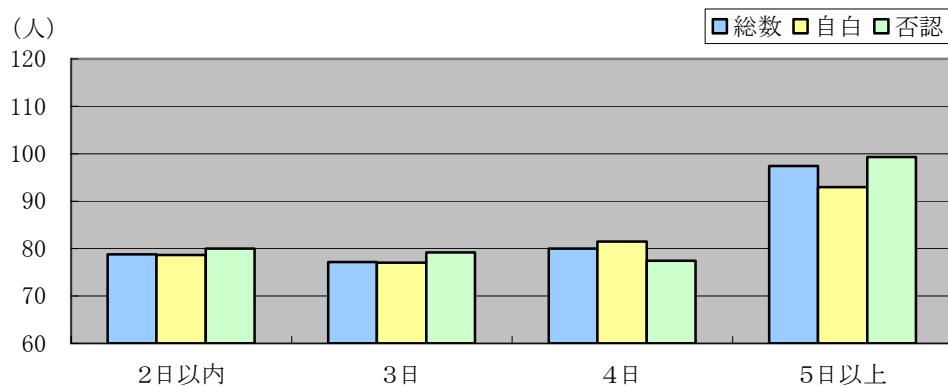
(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。

3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$\frac{\text{選定された裁判員候補者数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$  により算出した。

選定された裁判員候補者数の平均



## (2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、序別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた  
裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		(選定された裁判員候補者数)	裁呼 判び 員出 候さ 補な 者い 数措 (2が )さ れた	裁びう 判出ち 員さ辞 候な退 補い申 者措出 数置に (がよ 3さつ れてた呼	補呼 者出 数状 (を 1送  付 2し )た 裁 判 員 候	し辞 4が退 一さ申 れ出 たに 裁よつ 判員て 候呼 補出 者取 数消	数認選 (め任 3ら手 +れ続 4た期 一裁日 判前 員に 候辞 補退 者が
総 数		131,860	(28.6) 37,751	(27.6) 36,366	(71.4) 94,109	(27.1) 35,778	(54.7) 72,144
実審理予定日数	2日以内	1,970	(32.2) 634	(31.4) 618	(67.8) 1,336	(23.8) 469	(55.2) 1,087
	3日	30,551	(28.7) 8,758	(27.5) 8,389	(71.3) 21,793	(24.7) 7,548	(52.2) 15,937
	4日	38,020	(28.2) 10,706	(27.1) 10,308	(71.8) 27,314	(26.4) 10,048	(53.5) 20,356
	5日以上	61,319	(28.8) 17,653	(27.8) 17,051	(71.2) 43,666	(28.9) 17,713	(56.7) 34,764

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。  
 3 ( )は選定された裁判員候補者に対する割合(%)である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表 15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（府別）

	(1) 選定された裁判員候補者数	員呼び出さない措置がされた裁判員候補者数	補者のうち辞退申出によつて裁判員候補者が選ばれた数(3)	数呼出し状を送付した裁判員候補者(1)-(2)	さされなかった裁判員候補者(4)	選任裁判員候補者による申出(5)	選任裁判員候補者による申出(6)	選任裁判員候補者による申出(7)	選任裁判員候補者による申出(8)	選任裁判員候補者による申出(9)	選任裁判員候補者による申出(10)
総 数	131,860	37,751	36,366	94,109	35,778	72,144					
東京地裁本庁	10,689	2,676	2,547	8,013	2,835	5,382					
東京地裁立川支部	2,952	790	771	2,162	791	1,562					
横浜地裁本庁	6,070	1,506	1,429	4,564	1,488	2,917					
横浜地裁小田原支部	675	185	185	490	166	351					
さいたま地裁本庁	6,105	1,502	1,430	4,603	1,478	2,908					
千葉地裁本庁	15,128	4,121	3,875	11,007	3,825	7,700					
水戸地裁本庁	1,955	489	488	1,466	578	1,066					
宇都宮地裁本庁	2,260	602	584	1,658	588	1,172					
前橋地裁本庁	1,520	415	400	1,105	354	754					
静岡地裁本庁	605	151	149	454	179	328					
静岡地裁沼津支部	1,100	330	323	770	291	614					
静岡地裁浜松支部	620	212	182	408	172	354					
甲府地裁本庁	1,160	327	318	833	291	609					
長野地裁本庁	1,100	353	350	747	339	689					
長野地裁松本支部	1,190	353	353	837	408	761					
新潟地裁本庁	1,672	522	509	1,150	559	1,068					
大阪地裁本庁	9,360	2,559	2,476	6,801	2,303	4,779					
大阪地裁堺支部	3,050	957	939	2,093	780	1,719					
京都地裁本庁	2,710	791	745	1,919	679	1,424					
神戸地裁本庁	3,454	845	814	2,609	947	1,761					
神戸地裁姫路支部	1,230	432	416	798	316	732					
奈良地裁本庁	850	225	217	625	215	432					
大津地裁本庁	1,320	398	392	922	334	726					
和歌山地裁本庁	1,025	310	291	715	282	573					
名古屋地裁本庁	5,385	1,345	1,298	4,040	1,488	2,786					
名古屋地裁岡崎支部	1,410	340	324	1,070	342	666					
津地裁本庁	1,370	419	411	951	353	764					
岐阜地裁本庁	2,445	831	817	1,614	653	1,470					
福井地裁本庁	600	181	181	419	193	374					
金沢地裁本庁	1,010	336	332	674	234	566					
富山地裁本庁	275	80	78	195	70	148					
広島地裁本庁	3,423	999	973	2,424	1,089	2,062					
山口地裁本庁	430	132	132	298	141	273					
岡山地裁本庁	2,770	890	865	1,880	722	1,587					
鳥取地裁本庁	261	70	69	191	67	136					
松江地裁本庁	200	53	51	147	60	111					
福岡地裁本庁	4,000	988	952	3,012	1,293	2,245					
福岡地裁小倉支部	1,015	290	282	725	255	537					
佐賀地裁本庁	525	182	179	343	131	310					
長崎地裁本庁	430	111	110	319	143	253					
大分地裁本庁	1,940	568	526	1,372	698	1,224					
熊本地裁本庁	895	221	217	674	284	501					
鹿児島地裁本庁	3,200	1,070	1,036	2,130	1,052	2,088					
宮崎地裁本庁	795	247	227	548	213	440					
那覇地裁本庁	2,305	784	734	1,521	680	1,414					
仙台地裁本庁	3,120	1,461	1,446	1,659	772	2,218					
福島地裁本庁	1,730	773	766	957	381	1,147					
福島地裁郡山支部	1,345	375	365	970	380	745					
山形地裁本庁	1,005	358	347	647	241	588					
盛岡地裁本庁	460	168	164	292	93	257					
秋田地裁本庁	440	123	123	317	155	278					
青森地裁本庁	1,860	576	544	1,284	638	1,182					
札幌地裁本庁	3,580	989	943	2,591	995	1,938					
函館地裁本庁	720	227	217	493	222	439					
旭川地裁本庁	740	229	228	511	228	456					
釧路地裁本庁	1,181	463	447	718	303	750					
高松地裁本庁	995	254	247	741	324	571					
徳島地裁本庁	710	196	189	514	219	408					
高知地裁本庁	540	125	122	415	160	282					
松山地裁本庁	950	246	241	704	308	549					

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

## 4 選任手続期日当日

## (1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、4万4150人で、出席率は、78.4%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,525	25	396	475	629
選定された裁判員候補者の数 (A)	[86.5] 131,860	[78.8] 1,970	[77.1] 30,551	[80.0] 38,020	[97.5] 61,319
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[61.7] 94,109	[53.4] 1,336	[55.0] 21,793	[57.5] 27,314	[69.4] 43,666
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[24.8] 37,777	[20.7] 518	[20.5] 8,100	[22.3] 10,573	[29.5] 18,586
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた 裁判員候補者の数	[23.5] 35,778	[18.8] 469	[19.1] 7,548	[21.2] 10,048	[28.2] 17,713
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[29.0] 44,150	[25.2] 629	[27.2] 10,770	[27.9] 13,243	[31.0] 19,508
出席率(%) (D/(B-C))	78.4	76.9	78.7	79.1	77.8
選定された裁判員候補者のうち、選任手続 期日に出席した人の割合(%) (D/A)	33.5	31.9	35.3	34.8	31.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

## (2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、6,442人で、同期日に出席した裁判員候補者4万4150人に占める割合は14.6%である。また、辞退が認められた総数は、5,765人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定期数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参考されたい。

**図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定期数別）**

	総数	実審理予定期数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	44,150	629	10,770	13,243	19,508
辞退を申し立てた裁判員候補者数	6,442	69	1,328	1,738	3,307
辞退が認められた裁判員候補者数	《89.5》 5,765	《88.4》 61	《88.9》 1,181	《88.0》 1,530	《90.5》 2,993
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.5) 85	-	(1.4) 17	(1.5) 23	(1.5) 45
疾病傷害(法16条8号イ)	(7.3) 419	(21.3) 13	(10.0) 118	(7.3) 111	(5.9) 177
介護養育(法16条8号ロ)	(8.1) 467	(11.5) 7	(8.8) 104	(8.4) 129	(7.6) 227
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(47.0) 2,707	(37.7) 23	(41.2) 487	(47.1) 721	(49.3) 1,476
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(5.4) 309	(4.9) 3	(4.9) 58	(5.0) 76	(5.7) 172
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 30	-	(0.5) 6	(0.7) 11	(0.4) 13
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 84	(3.3) 2	(0.8) 10	(1.6) 25	(1.6) 47
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(1.9) 109	(1.6) 1	(1.9) 22	(1.4) 22	(2.1) 64
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 5	-	(0.1) 1	(0.2) 3	(0.0) 1
遠隔地(辞退政令5号)	(0.4) 22	-	(0.6) 7	(0.3) 5	(0.3) 10
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(26.5) 1,528	(19.7) 12	(29.7) 351	(26.4) 404	(25.4) 761

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

3 ( )は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

4 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)」は、「平成22年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」図表17の「その他の辞退事由」に該当する。

## (3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳  
(実審理予定日数別)

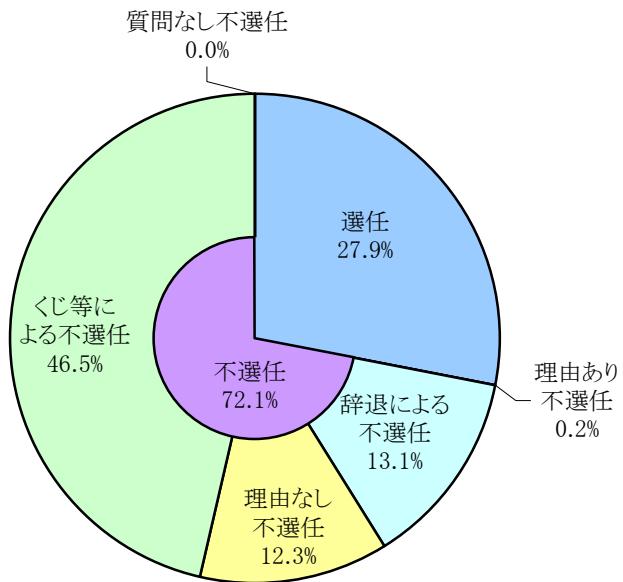
	総数	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,525	25	396	475	629
出席者数	[29.0] 44,150	[25.2] 629	[27.2] 10,770	[27.9] 13,243	[31.0] 19,508
不選任決定がされた裁判員候補者数	[20.9] 31,818	[17.8] 446	[19.3] 7,656	[19.9] 9,454	[22.7] 14,262
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 101	-	[0.1] 25	[0.1] 30	[0.1] 46
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,765	[2.4] 61	[3.0] 1,181	[3.2] 1,530	[4.8] 2,993
理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.6] 5,432	[2.2] 55	[3.3] 1,290	[3.3] 1,562	[4.0] 2,525
くじ等による不選任(法37条3項)	[13.4] 20,510	[13.2] 330	[13.0] 5,150	[13.3] 6,332	[13.8] 8,698
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	[0.0] 10	-	[0.0] 10	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

#### (4) 選任の状況

府ごとの選挙人名簿被登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、全選挙人名簿被登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

**図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（府別）**

	判決人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,525	104,235,754	315,940	131,860	8,815	2,988	3.7
東京地裁本庁	134	7,288,848	27,000	10,689	729	248	3.6
東京地裁立川支部	37	3,353,268	8,000	2,952	208	74	3.5
横浜地裁本庁	78	6,318,208	13,000	6,070	440	145	4.5
横浜地裁小田原支部	10	988,076	2,500	675	61	20	3.2
さいたま地裁本庁	77	5,825,625	13,830	6,105	455	161	4.5
千葉地裁本庁	197	5,056,616	24,300	15,128	1,167	391	6.4
水戸地裁本庁	25	2,431,770	7,800	1,955	147	50	2.5
宇都宮地裁本庁	26	1,633,922	5,800	2,260	152	51	3.5
前橋地裁本庁	20	1,632,371	5,900	1,520	117	43	2.7
静岡地裁本庁	8	990,253	2,000	605	49	16	3.3
静岡地裁沼津支部	13	1,032,925	3,800	1,100	78	27	2.8
静岡地裁浜松支部	7	1,058,847	2,200	620	42	18	2.7
甲府地裁本庁	12	704,025	2,400	1,160	70	22	3.8
長野地裁本庁	11	875,975	2,300	1,100	67	27	4.1
長野地裁松本支部	11	885,640	2,300	1,190	66	26	4.0
新潟地裁本庁	14	1,970,243	4,100	1,672	75	30	2.6
大阪地裁本庁	112	5,115,772	27,000	9,360	669	239	3.4
大阪地裁堺支部	40	1,993,026	6,300	3,050	221	75	4.7
京都地裁本庁	33	2,102,564	6,400	2,710	200	66	4.2
神戸地裁本庁	42	3,196,064	9,000	3,454	248	86	3.7
神戸地裁姫路支部	14	1,355,222	3,200	1,230	84	26	3.4
奈良地裁本庁	11	1,155,520	3,500	850	67	26	2.7
大津地裁本庁	18	1,106,792	3,500	1,320	103	27	3.7
和歌山地裁本庁	11	850,464	2,700	1,025	67	23	3.3
名古屋地裁本庁	69	4,024,217	14,200	5,385	391	119	3.6
名古屋地裁岡崎支部	20	1,815,148	5,300	1,410	121	28	2.8
津地裁本庁	15	1,507,986	5,000	1,370	91	33	2.5
岐阜地裁本庁	23	1,692,336	4,200	2,445	141	49	4.5
福井地裁本庁	7	654,784	1,300	600	42	10	4.0
金沢地裁本庁	11	947,284	2,200	1,010	63	25	4.0
富山地裁本庁	4	905,235	2,500	275	24	8	1.3
広島地裁本庁	34	2,329,439	4,700	3,423	197	84	6.0
山口地裁本庁	5	1,212,249	2,500	430	30	11	1.6
岡山地裁本庁	29	1,580,871	3,900	2,770	175	70	6.3
鳥取地裁本庁	3	486,928	1,500	261	18	6	1.6
松江地裁本庁	3	595,759	1,200	200	18	6	2.0

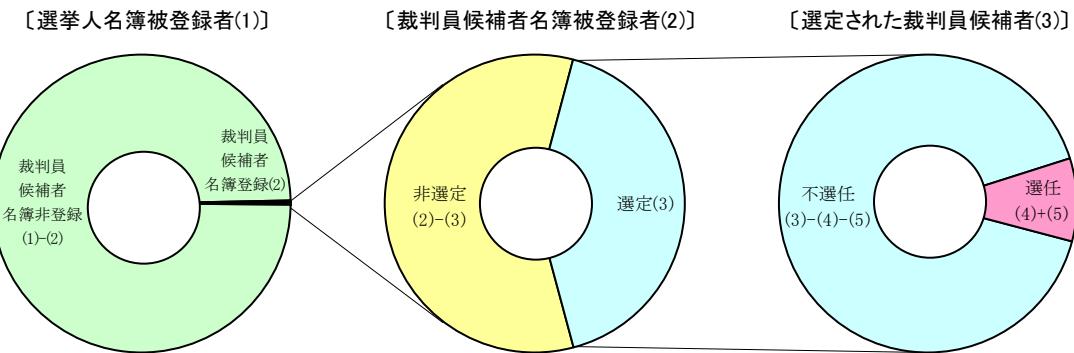
## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	56	3,023,752	10,500	4,000	329	120	4.3
福岡地裁小倉支部	14	1,082,629	4,100	1,015	79	28	2.6
佐賀地裁本庁	6	690,924	1,500	525	37	12	3.3
長崎地裁本庁	5	1,180,697	2,900	430	31	11	1.4
大分地裁本庁	17	993,629	2,700	1,940	78	27	3.9
熊本地裁本庁	11	1,491,024	4,100	895	69	18	2.1
鹿児島地裁本庁	26	1,403,028	3,300	3,200	114	38	4.6
宮崎地裁本庁	8	935,988	2,500	795	49	15	2.6
那覇地裁本庁	18	1,073,784	3,500	2,305	93	35	3.7
仙台地裁本庁	17	1,910,929	5,000	3,120	123	36	3.2
福島地裁本庁	16	477,569	1,500	1,730	78	14	6.1
福島地裁郡山支部	16	1,184,442	3,400	1,345	74	16	2.6
山形地裁本庁	10	968,459	2,200	1,005	56	11	3.0
盛岡地裁本庁	5	1,108,668	2,100	460	30	10	1.9
秋田地裁本庁	4	929,547	1,400	440	24	9	2.4
青森地裁本庁	15	1,161,629	3,250	1,860	85	28	3.5
札幌地裁本庁	37	2,791,820	7,500	3,580	214	75	3.9
函館地裁本庁	6	409,815	2,000	720	36	12	2.4
旭川地裁本庁	8	615,365	1,900	740	44	11	2.9
釧路地裁本庁	11	793,200	1,500	1,181	66	21	5.8
高松地裁本庁	12	831,450	3,400	995	72	24	2.8
徳島地裁本庁	8	660,253	1,900	710	49	17	3.5
高知地裁本庁	5	642,271	2,960	540	32	11	1.5
松山地裁本庁	10	1,200,610	3,500	950	60	23	2.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。  
 3 挿充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 4 「選挙人名簿被登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。  
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

### <イメージ>



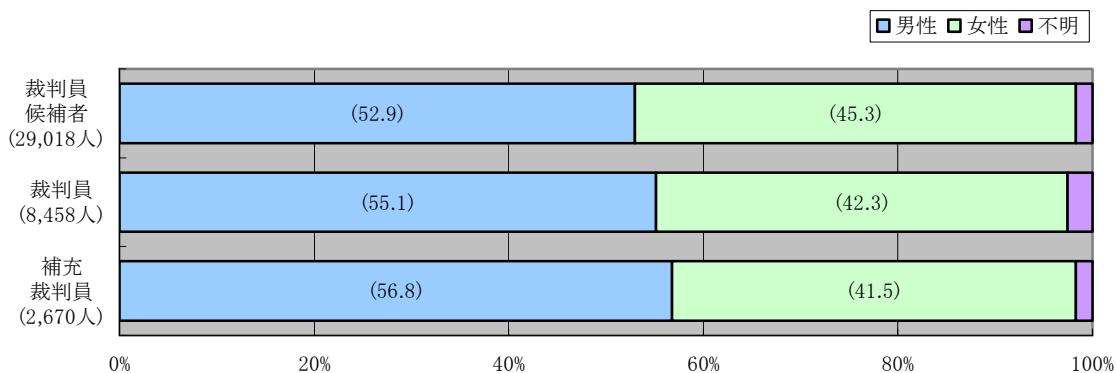
図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び  
補充裁判員の属性

		裁判員候補者	裁判員	補充裁判員
総 数		29,018	8,458	2,670
性別	男性	15,363	4,662	1,516
	女性	13,149	3,580	1,108
	不明	506	216	46
年代別	20代	4,303	1,245	375
	30代	6,222	1,857	612
	40代	6,299	1,897	590
	50代	5,615	1,612	516
	60代	5,534	1,486	482
	70歳以上	527	146	49
	不明	518	215	46
職業別	お勤め	14,954	4,717	1,495
	自営・自由業	2,233	606	207
	パート・アルバイト	4,784	1,205	393
	専業主婦・専業主夫	3,035	818	240
	学生	248	74	23
	無職	2,377	608	183
	その他	721	178	69
	不明	666	252	60

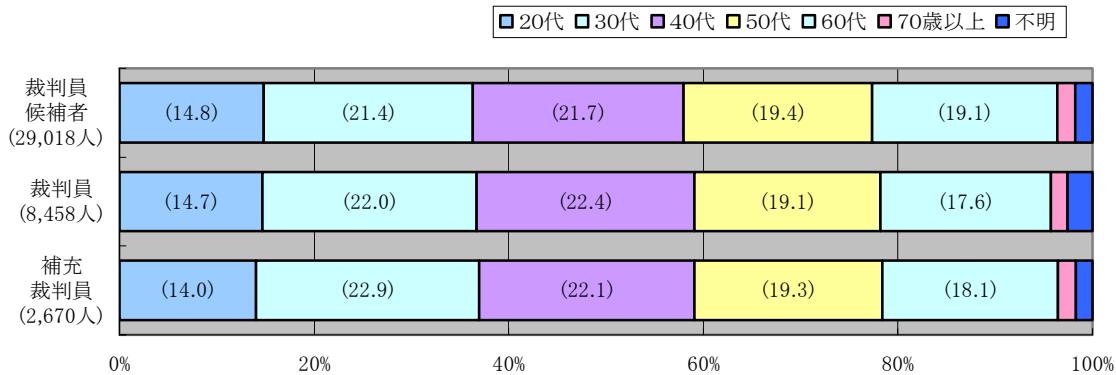
(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
 2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

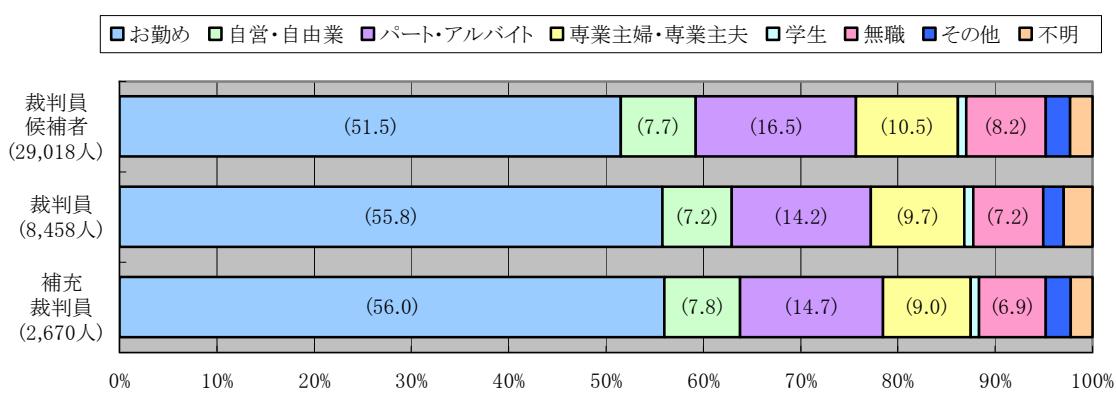
### 性別



### 年代別



### 職業別



図表21 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員							選任された補充裁判員数の平均	
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		
総数		1,525	-	100	1,248	141	35	-	1	2.1
実審理予定日数	2日以内	25	-	17	8	-	-	-	-	1.3
	3日	396	-	58	335	3	-	-	-	1.9
	4日	475	-	20	447	7	1	-	-	2.0
	5日以上	629	-	5	458	131	34	-	1	2.3

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 選任された補充裁判員数の平均は、

$\frac{\text{選任された補充裁判員数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$  により算出した。

## (5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。），図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開廷回数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,525	44	582	508	191	200
裁判員	総数	(0.11) 162	(0.07) 3	(0.07) 43	(0.10) 53	(0.10) 20	(0.22) 43
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、進行妨害	8	-	3	3	1	1
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそれ、虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	154	3	40	50	19	42
補充裁判員	総数	(0.31) 474	(0.18) 8	(0.27) 155	(0.24) 122	(0.32) 62	(0.64) 127
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、進行妨害	2	-	1	1	-	-
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそれ、虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	72	3	16	15	10	28
必要がないと認めたもの(法45条)		(0.26) 400	(0.11) 5	(0.24) 138	(0.21) 106	(0.27) 52	(0.50) 99

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 ( ) 内は判決人員1人当たりの平均である。

## (6) その他

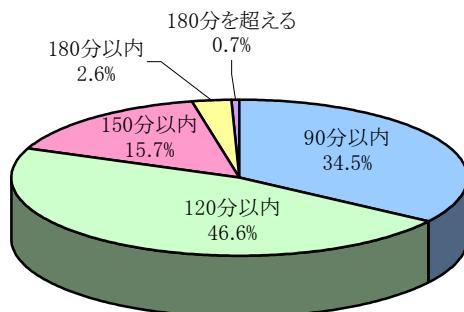
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、105.4分であり、出席した裁判員候補者の平均は、29.0人である。

**図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）**

	総数	判 決 人 員						出席した裁判員候補者総数	
		出 席 し た 裁 判 員 候 补 者							
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える		
総 数	1,525	1,027	325	120	25	14	14	44,150	
要選 し任 た手 時続 間期 日に	90分以内	526	419	90	15	2	-	14,092	
	120分以内	711	470	164	61	7	8	20,604	
	150分以内	239	127	60	33	13	4	7,400	
	180分以内	39	10	9	10	3	1	1,493	
	180分を超える	10	1	2	1	-	1	561	

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

**選任手続期日に要した時間別の判決人員**



## 5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	131,860 [86.5]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	37,751 [24.8]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	94,109 [61.7]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	37,777 [24.8]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	44,150 [29.0]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	78.4		

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [ ] は、総数を判決人員（1,525人）で除した平均値である。

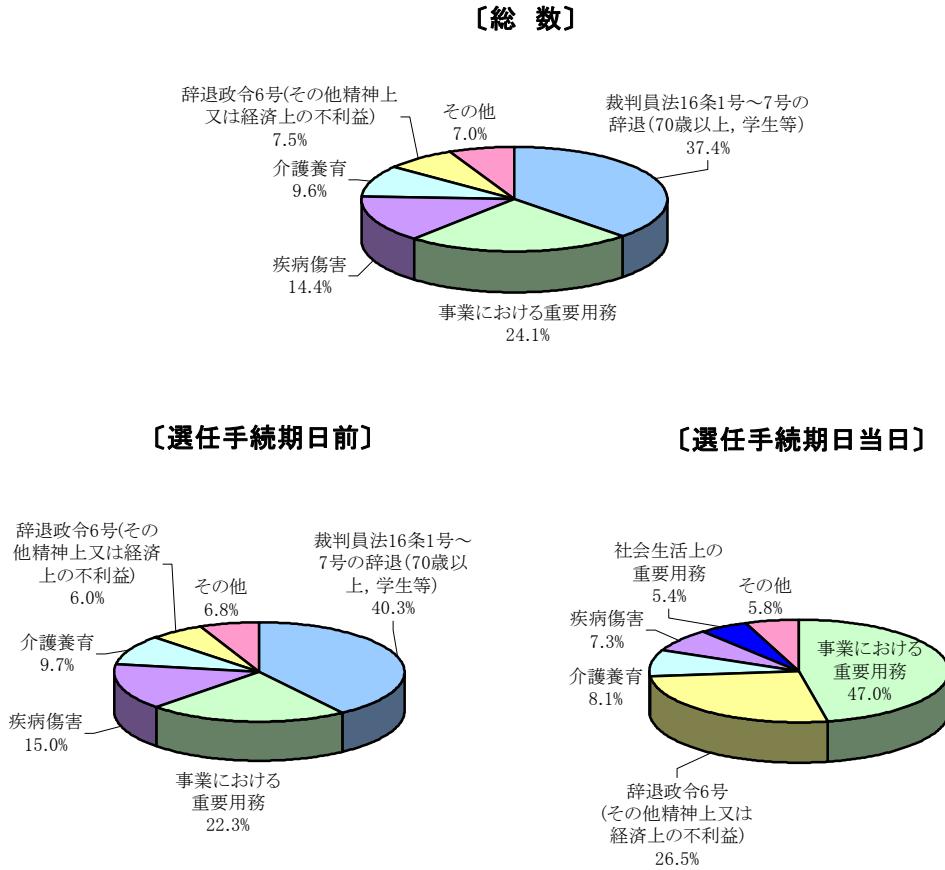
選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手續期日前		選任手續期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,525			
選定された裁判員候補者の数	131,860			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 77,909	(100.0) 36,366	(100.0) 35,778	(100.0) 5,765
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(37.4) 29,157	(69.0) 25,084	(11.1) 3,988	(1.5) 85
疾病傷害(法16条8号イ)	(14.4) 11,206	(19.2) 6,968	(10.7) 3,819	(7.3) 419
介護養育(法16条8号ロ)	(9.6) 7,479	(3.5) 1,278	(16.0) 5,734	(8.1) 467
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.1) 18,777	(4.6) 1,674	(40.2) 14,396	(47.0) 2,707
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.8) 1,420	(0.3) 124	(2.8) 987	(5.4) 309
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.1) 832	(0.5) 187	(1.7) 615	(0.5) 30
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.1) 837	(0.3) 104	(1.8) 649	(1.5) 84
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.7) 534	(0.1) 37	(1.1) 388	(1.9) 109
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 101	(0.0) 16	(0.2) 80	(0.1) 5
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,744	(0.6) 231	(4.2) 1,491	(0.4) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.5) 5,822	(1.8) 663	(10.1) 3,631	(26.5) 1,528

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 ( ) は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合 (%) である。



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を序別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別<sup>\*10</sup>に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

\*10 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

**図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (府別)**

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数				辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数				
		2日以内	3日	4日	5日以上		2日以内	3日	4日	5日以上	
総数	59.1	58.3	56.0	57.6	61.6	広島地裁本庁	64.3	-	-	61.8	65.6
東京地裁本庁	54.7	-	50.3	52.6	56.4	山口地裁本庁	67.7	-	-	63.8	68.6
東京地裁立川支部	57.4	-	54.1	50.9	58.7	岡山地裁本庁	62.9	-	61.7	63.2	63.0
横浜地裁本庁	52.7	-	52.2	51.4	54.2	鳥取地裁本庁	55.9	-	-	52.4	62.1
横浜地裁小田原支部	54.7	-	49.6	57.6	57.7	松江地裁本庁	58.5	-	-	58.5	-
さいたま地裁本庁	53.5	56.9	49.2	50.3	58.4	福岡地裁本庁	60.3	50.8	57.6	60.3	65.4
千葉地裁本庁	55.4	56.6	52.5	54.8	58.4	福岡地裁小倉支部	58.0	-	56.6	61.2	60.6
水戸地裁本庁	59.3	-	59.0	58.4	64.5	佐賀地裁本庁	62.3	-	64.4	61.2	61.5
宇都宮地裁本庁	57.7	-	53.9	59.2	59.5	長崎地裁本庁	62.1	-	60.3	-	67.3
前橋地裁本庁	54.1	-	44.1	53.6	58.5	大分地裁本庁	67.0	68.9	60.0	61.5	68.5
静岡地裁本庁	57.7	-	49.3	57.5	60.8	熊本地裁本庁	60.6	-	57.1	57.4	64.9
静岡地裁沼津支部	58.9	-	56.8	57.6	60.6	鹿児島地裁本庁	69.0	-	67.7	66.4	70.6
静岡地裁浜松支部	60.5	-	50.0	53.8	69.4	宮崎地裁本庁	59.1	-	52.7	60.7	60.4
甲府地裁本庁	58.9	-	56.4	62.0	58.9	那覇地裁本庁	63.6	44.7	59.3	65.1	71.5
長野地裁本庁	70.0	-	59.1	62.5	73.8	仙台地裁本庁	73.7	-	67.0	75.7	76.9
長野地裁松本支部	68.8	-	59.3	58.8	71.1	福島地裁本庁	68.4	61.7	63.6	73.5	80.8
新潟地裁本庁	67.0	-	67.0	62.4	67.2	福島地裁郡山支部	59.6	54.9	53.8	60.3	65.3
大阪地裁本庁	56.1	-	51.8	54.4	58.0	山形地裁本庁	63.0	58.6	62.0	62.1	65.0
大阪地裁堺支部	60.6	-	57.3	57.8	63.4	盛岡地裁本庁	58.9	48.6	55.6	63.0	61.0
京都地裁本庁	55.7	47.5	55.9	59.6	52.4	秋田地裁本庁	66.8	-	60.0	62.5	73.0
神戸地裁本庁	54.8	-	53.8	50.8	57.9	青森地裁本庁	67.1	-	66.9	68.8	65.8
神戸地裁姫路支部	62.3	64.6	63.4	60.6	62.5	札幌地裁本庁	56.5	-	52.5	57.2	58.3
奈良地裁本庁	55.4	-	55.3	56.1	54.9	函館地裁本庁	64.2	-	66.0	61.9	-
大津地裁本庁	58.3	-	57.0	59.0	66.3	旭川地裁本庁	66.5	62.8	-	70.0	69.1
和歌山地裁本庁	60.2	-	48.1	64.7	62.9	釧路地裁本庁	66.4	-	66.1	67.7	63.4
名古屋地裁本庁	56.5	51.4	52.4	57.1	58.0	高松地裁本庁	61.5	-	58.4	56.4	64.5
名古屋地裁岡崎支部	52.9	-	52.3	52.6	53.3	徳島地裁本庁	60.8	52.9	60.0	58.0	64.0
津地裁本庁	61.7	-	58.1	60.0	64.4	高知地裁本庁	57.8	-	56.2	59.6	-
岐阜地裁本庁	65.9	-	59.5	61.4	70.8	松山地裁本庁	62.6	-	61.7	59.7	65.6
福井地裁本庁	69.7	-	-	68.7	70.3						
金沢地裁本庁	61.3	-	60.0	55.0	63.3						
富山地裁本庁	61.8	-	-	62.1	61.3						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

**図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合 (%)  
(辞退事由別)**

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	59.1	58.3	56.0	57.6	61.6
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	22.1	28.1	21.7	22.1	22.1
疾病傷害(法16条8号イ)	8.5	8.8	8.8	8.5	8.3
介護養育(法16条8号ロ)	5.7	5.0	5.6	5.8	5.7
事業における重要用務(法16条8号ハ)	14.2	11.0	11.7	13.4	16.1
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	0.9	0.9	1.0	1.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.6	0.4	0.7	0.5	0.7
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.3	0.7	1.3	1.3	1.4
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.4	2.4	4.4	3.9	4.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

**図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合**

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	131,860	8,990	14,075	14,861	5,028	8,362	11,446
辞退が認められた裁判員候補者の数	(59.1) 77,909	(59.4) 5,338	(60.0) 8,440	(59.6) 8,856	(54.7) 2,748	(55.3) 4,625	(56.2) 6,434
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	12,196	4,403	14,483	11,494	9,916	16,606	
	(57.8) 7,046	(55.9) 2,460	(59.9) 8,673	(60.4) 6,948	(59.0) 5,850	(63.2) 10,491	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 ( ) は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

##### (1) 対象事件・合議体の構成

###### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（**除外決定**、法3条1項）。

###### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判ができる（法2条2項、3項）。

##### (2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

###### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起（起訴）することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない（法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**、法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**開廷回数・実審理期間**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論），最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述），審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定），順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪

に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

#### ウ 評議

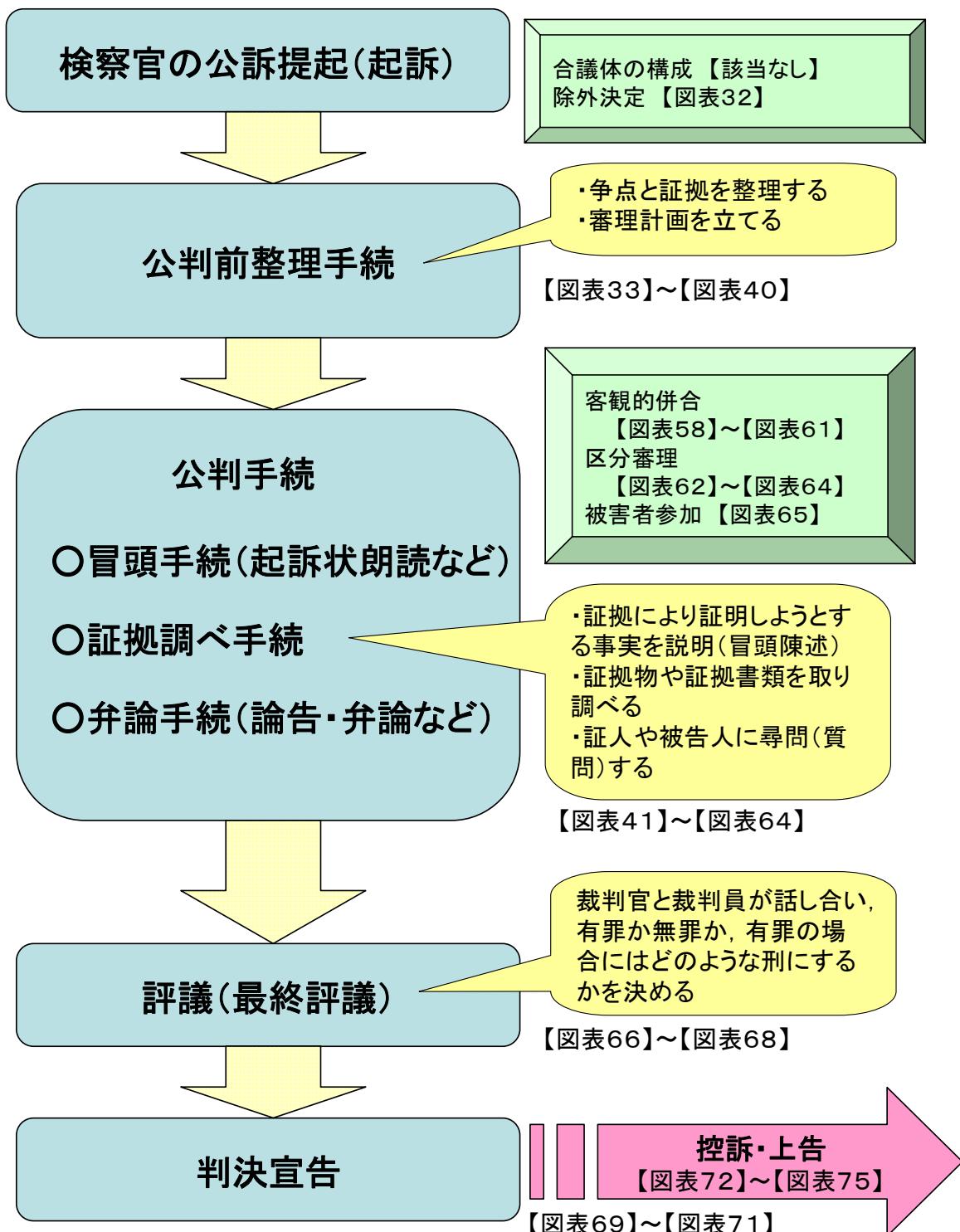
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、隨時評議が行われることがあり（中間評議），それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

#### エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表75のとおりである。

なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

## 2 概況

平成23年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

**図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ**

事項 (平均)	区分	総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	8.1(月)	6.6(月)	10.1(月)	(注) 図表41参照
	受理～終局	8.9(月)	7.3(月)	10.9(月)	(注) 図表44参照
平均開廷回数		4.1(回)	3.6(回)	4.9(回)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期間		6.4(月)	5.0(月)	8.3(月)	(注) 図表33参照
平均公判前整理手続期日回数		5.1(回)	3.9(回)	6.8(回)	(注) 図表66参照
平均評議時間		564.1(分)	468.4(分)	696.3(分)	(注) 図表46参照
平均取調べ証拠数		32.5(個)	30.9(個)	34.7(個)	(注) 図表47参照
平均取調べ証人数		2.3(人)	1.5(人)	3.4(人)	(注) 図表49参照
平均証人尋問時間		165.4(分)	80.2(分)	259.6(分)	(注) 図表51参照
平均被告人質問時間		150.3(分)	119.4(分)	190.9(分)	(注) 図表55参照
平均開廷時間		662.3(分)	492.0(分)	885.5(分)	

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

## 3 審理

### (1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、すべての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、平成21年及び平成22年に終局した事件においては、いずれも0人であったが、平成23年中に終局した事件においては、2人であった。

**図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）**

(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

**図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）**

(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員

罪名	除外決定がされた 判決人員
総数	2
殺人	2

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

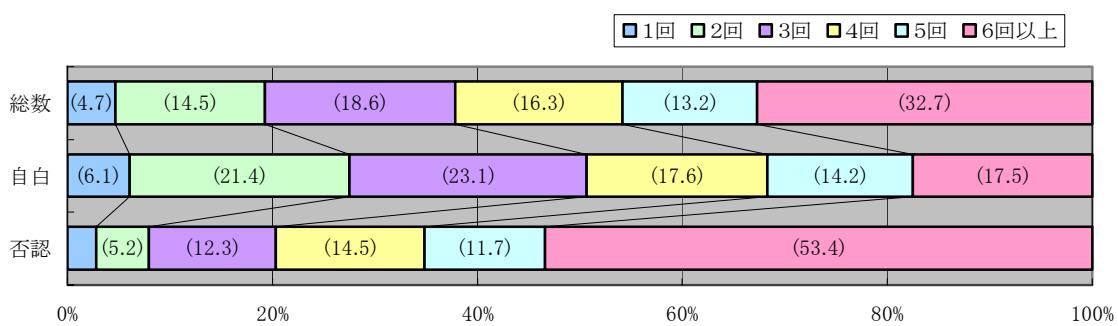
## (2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表3-3のとおりである。同表には、平成18年から同20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表3-4のとおりである。

図表3-3 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,513	(4.7) 71	(14.5) 220	(18.6) 281	(16.3) 247	(13.2) 199	(32.7) 495	5.1
自白	(100.0) 873	(6.1) 53	(21.4) 187	(23.1) 202	(17.6) 154	(14.2) 124	(17.5) 153	3.9
否認	(100.0) 640	(2.8) 18	(5.2) 33	(12.3) 79	(14.5) 93	(11.7) 75	(53.4) 342	6.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( )は判決人員に対する割合(%)である。



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別) (平成18年~20年累計)

判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135

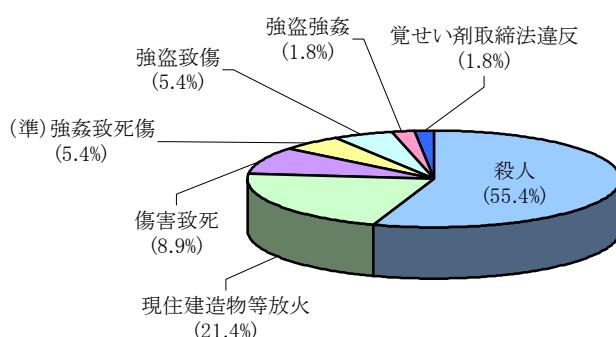
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,525	(3.7) 56
殺人	337	(9.2) 31
現住建造物等放火	151	(7.9) 12
傷害致死	131	(3.8) 5
(準)強姦致死傷	88	(3.4) 3
強盗致傷	320	(0.9) 3
強盗強姦	46	(2.2) 1
覚せい剤取締法違反	167	(0.6) 1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( )は判決人員に対する割合(%)である。

第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った人員の罪名別の割合

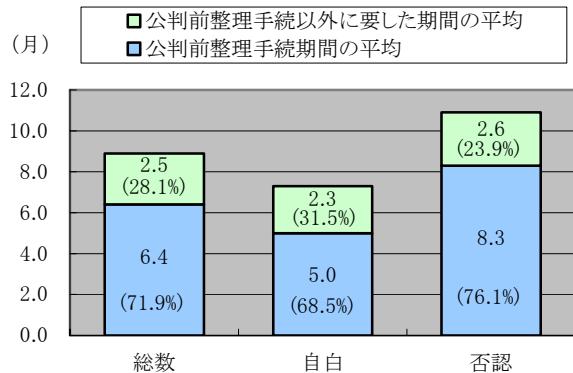


平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、平成18年から同20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	8.9	(71.9) 6.4	(28.1) 2.5
自白	7.3	(68.5) 5.0	(31.5) 2.3
否認	10.9	(76.1) 8.3	(23.9) 2.6



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

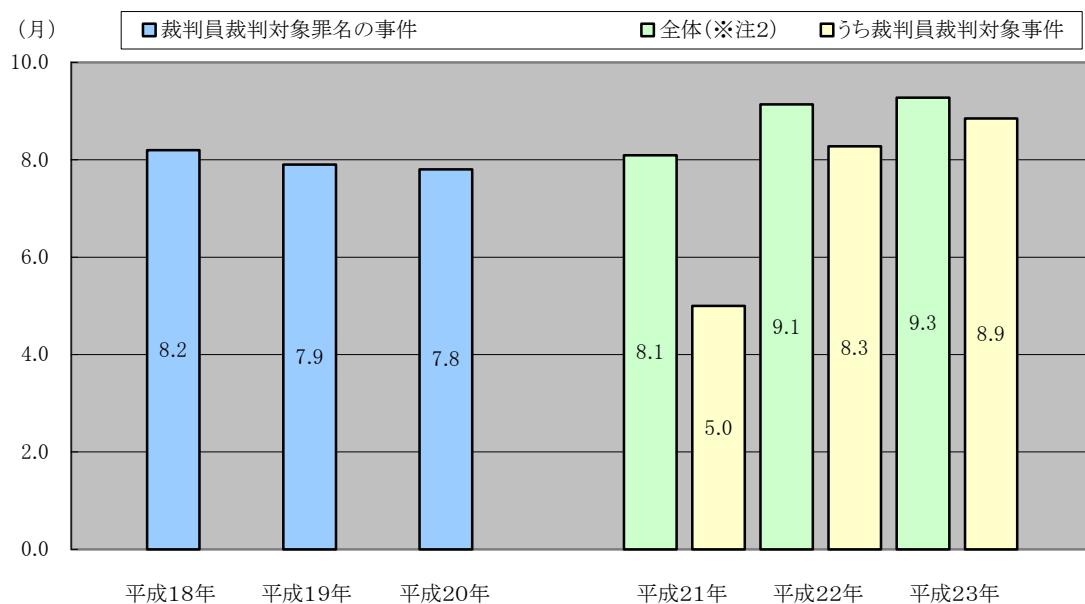
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間 (平成18年～20年累計)

	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体 平均審理期間(月)
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	
総数	6.8	(44.1) 3.0	(55.9) 3.8	6.6	(43.9) 2.9	(56.1) 3.7	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を元に算出した。  
 3 「法定合議事件全体」には、終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件を掲げた。  
 4 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



- (注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。  
 2 有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を元に算出した。  
 3 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表3 6 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間**

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手續期間の平均(月)	うち公判前整理手續以外に要した期間の平均(月)
総数	8.9	(71.9) 6.4	(28.1) 2.5	7.3	(68.5) 5.0	(31.5) 2.3	10.9	(76.1) 8.3	(23.9) 2.6
殺人	9.3	(74.2) 6.9	(25.8) 2.4	6.9	(69.6) 4.8	(30.4) 2.1	11.7	(77.8) 9.1	(22.2) 2.6
強盗致傷	8.5	(69.4) 5.9	(30.6) 2.6	7.5	(66.7) 5.0	(33.3) 2.5	10.7	(72.9) 7.8	(27.1) 2.9
覚せい剤取締法違反	8.3	(71.1) 5.9	(28.9) 2.4	7.1	(64.8) 4.6	(35.2) 2.5	9.0	(73.3) 6.6	(26.7) 2.4
現住建造物等放火	8.2	(76.8) 6.3	(23.2) 1.9	6.5	(73.8) 4.8	(26.2) 1.7	11.1	(79.3) 8.8	(20.7) 2.3
傷害致死	8.6	(73.3) 6.3	(26.7) 2.3	6.9	(71.0) 4.9	(29.0) 2.0	11.0	(74.5) 8.2	(25.5) 2.8
(準)強姦致死傷	8.6	(73.3) 6.3	(26.7) 2.3	7.3	(75.3) 5.5	(24.7) 1.8	11.2	(70.5) 7.9	(29.5) 3.3
(準)強制わいせつ致死傷	7.2	(69.4) 5.0	(30.6) 2.2	6.6	(66.7) 4.4	(33.3) 2.2	9.5	(73.7) 7.0	(26.3) 2.5
強盗強姦	9.9	(72.7) 7.2	(27.3) 2.7	8.3	(72.3) 6.0	(27.7) 2.3	12.1	(72.7) 8.8	(27.3) 3.3
強盗致死(強盗殺人)	12.0	(75.0) 9.0	(25.0) 3.0	9.5	(63.2) 6.0	(36.8) 3.5	12.8	(78.1) 10.0	(21.9) 2.8
麻薬特例法違反	11.1	(53.2) 5.9	(46.8) 5.2	10.6	(46.2) 4.9	(53.8) 5.7	13.5	(74.1) 10.0	(25.9) 3.5

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

3 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

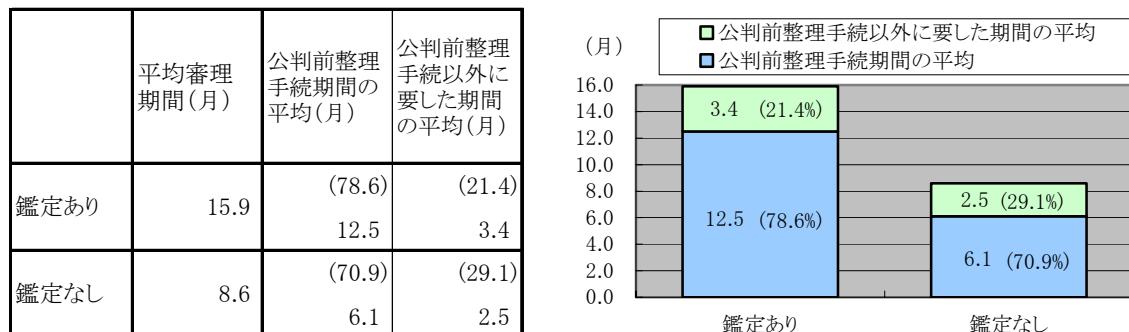
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

判決人 員	公 判 前 整 理 手 続 期 間															手平 均 期公 間 (月) 前整理	
	15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	9 月 以 内	1 年 以 内	1 年 3 月 以 内	1 年 6 月 以 内	1 年 9 月 以 内	2 年 以 内	2 年 3 月 以 内	2 年 6 月 以 内	2 年 9 月 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る	
総数	1,513	-	-	52	183	656	337	158	72	35	13	5	1	1	-	-	6.4
自白	873	-	-	49	156	462	145	41	16	4	-	-	-	-	-	-	5.0
否認	640	-	-	3	27	194	192	117	56	31	13	5	1	1	-	-	8.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

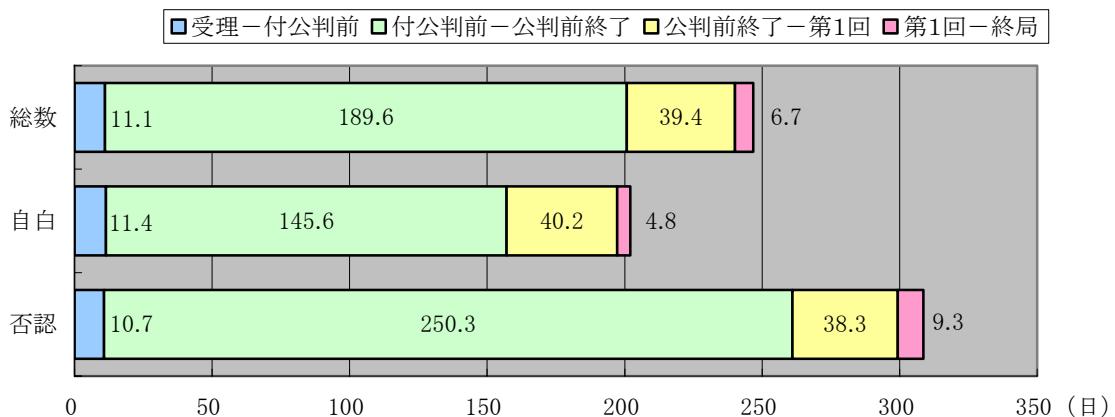
図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手續期 間の平均 (月)	うち公判前 整理手續以 外に要した 期間の平均 (月)
総数	1,525	8.9	(71.9) 6.4	(28.1) 2.5
2回以下	44	5.3	(62.3) 3.3	(37.7) 2.0
3回	582	6.7	(67.2) 4.5	(32.8) 2.2
4回	508	8.6	(72.1) 6.2	(27.9) 2.4
5回以上	391	12.9	(75.2) 9.7	(24.8) 3.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。  
 3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、  
 裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注)
- 1 刑事通常第一審事件票による。
  - 2 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。
  - 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
  - 4 実日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

## (3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、開廷回数の分布と実審理期間の分布をクロス集計したものである。

開廷回数<sup>\*11</sup>と実審理期間をクロス集計することにより、公判期日の指定の在り方（連日的に指定されているのか、ある程度の間隔をおいて指定されているのか等）についての傾向を把握することが可能となる。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

判決人員	審理期間							平均審理期間(月)
	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	1,525	9	98	206	226	506	241	239
自白	885	9	93	165	167	312	83	56
否認	640	-	5	41	59	194	158	183

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数

判決人員	開廷回数							平均開廷回数(回)
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72
実審理期間	2日以内	24	23	1	-	-	-	-
	3日	354	16	337	1	-	-	-
	4日	354	2	164	187	1	-	-
	5日	174	2	33	114	25	-	-
	10日以内	425	1	47	197	136	37	7
	20日以内	124	-	-	6	20	31	34
	20日を超える	70	-	-	3	9	7	12

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

\*11 開廷回数には、公判準備期日（刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等が行われた期日）の回数が含まれるほか、1日の中で複数の期日が指定されることも考えられることから、開廷回数と実日数は、必ずしも一致しないが、概ね近似する。

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別、自白・否認別、第1回公判期日前の鑑定の有無別）は、図表4-3ないし図表4-5のとおりである（なお、取調べ証人数別の開廷回数の分布状況については、図表5-6を参照。）。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

判決人員	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	平均開廷回数(回)	
								開廷回数	
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72	4.1
殺人	337	7	107	134	42	20	13	14	4.3
強盗致傷	320	8	120	103	46	17	9	17	4.2
覚せい剤取締法違反	167	9	87	48	13	4	4	2	3.6
現住建造物等放火	151	6	60	59	15	5	4	2	3.8
傷害致死	131	3	38	41	25	9	7	8	4.4
(準)強姦致死傷	88	3	43	25	9	1	2	5	4.0
(準)強制わいせつ致死傷	87	4	53	22	4	2	1	1	3.5
強盗強姦	46	-	18	14	5	2	-	7	4.5
強盗致死(強盗殺人)	42	-	5	16	4	7	3	7	5.3
麻薬特例法違反	39	-	13	13	6	3	1	3	4.5
偽造通貨行使	26	3	18	4	1	-	-	-	3.1
逮捕監禁致死	25	-	4	1	11	1	7	1	5.4
危険運転致死	17	-	8	6	1	-	-	2	4.2
傷害	8	-	-	5	2	1	-	-	4.5
保護責任者遺棄致死	8	-	1	2	2	1	-	2	5.9
通貨偽造	5	1	2	2	-	-	-	-	3.2
集団(準)強姦致死傷	5	-	1	2	2	-	-	-	4.2
強盗	5	-	1	1	1	-	2	-	5.2
(準)強姦	3	-	-	2	1	-	-	-	4.3
拐取者身の代金取得等	3	-	-	3	-	-	-	-	4.0
組織的犯罪処罰法違反	3	-	-	1	-	1	-	1	6.0
銃刀法違反	2	-	1	1	-	-	-	-	3.5
麻薬取締法違反	2	-	-	2	-	-	-	-	4.0
非現住建造物等放火	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0
ガス漏出等致死	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
強制わいせつ	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
窃盗	1	-	-	-	-	1	-	-	6.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表4 4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）**

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72	4.1
自白	885	41	478	268	61	16	8	13	3.6
否認	640	3	104	240	130	59	45	59	4.9

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

**図表4 5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）**

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72	4.1
鑑定あり	56	—	3	21	15	6	5	6	5.3
鑑定なし	1,469	44	579	487	176	69	48	66	4.1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

## (4) 公判審理（証拠調べ）

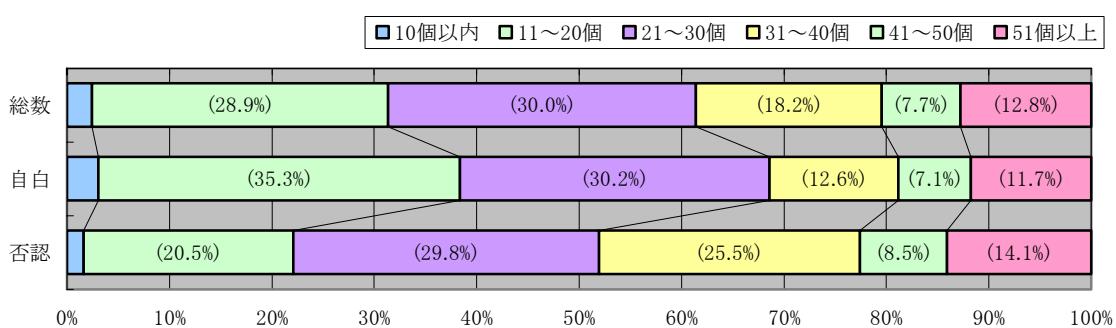
取調べ証拠数、取調べ証人数、罪名別の取調べ証人数、自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間、被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表4.6ないし図表5.1のとおりである（なお、平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については、図表5.7を参照。）。

図表4.6 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,442	35	417	433	262	111	184	32.5
自白	818	25	289	247	103	58	96	30.9
否認	624	10	128	186	159	53	88	34.7

（注）1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数には証人を含む。

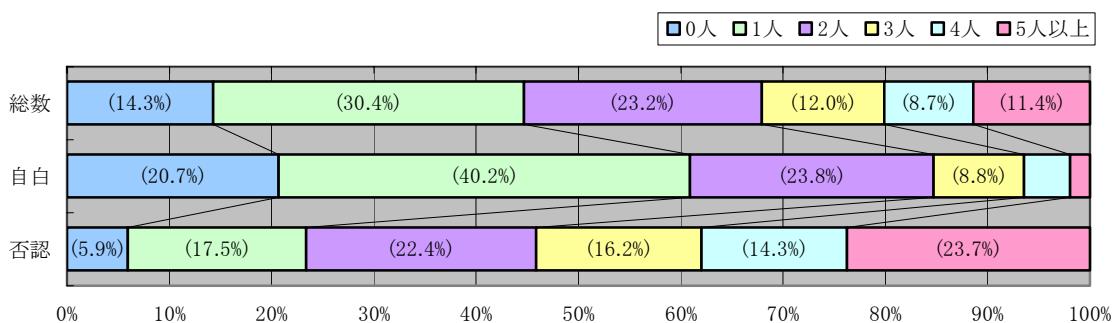


### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表4.7 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

	終局件数						平均取調べ証人数 (人)	
	総数	取調べ証人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,442	206	438	335	173	126	164	2.3
自白	818	169	329	195	72	37	16	1.5
否認	624	37	109	140	101	89	148	3.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表4.8 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

	終局件数							平均取調べ証人数 (人)	
	総数	取調べ証人件数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	1,442	206	438	335	173	126	164	2.3	
殺人	336	30	87	87	47	42	43	2.7	
強盗致傷	277	53	82	54	32	24	32	2.2	
覚せい剤取締法違反	161	48	49	33	13	9	9	1.6	
現住建造物等放火	149	23	46	39	19	7	15	2.1	
傷害致死	122	10	28	23	24	13	24	3.0	
(準)強姦致死傷	87	8	38	24	9	3	5	1.9	
(準)強制わいせつ致死傷	87	8	41	26	6	3	3	1.6	
強盗強姦	46	7	14	15	4	2	4	2.0	
強盗致死(強盗殺人)	42	3	6	7	4	10	12	3.9	
麻薬特例法違反	35	8	13	7	4	1	2	1.5	
偽造通貨行使	25	5	15	3	1	-	1	1.4	
危険運転致死	16	1	3	3	4	-	5	3.3	
逮捕監禁致死	15	-	1	3	-	7	4	4.6	
傷害	8	-	1	3	2	1	1	2.9	
保護責任者遺棄致死	7	-	1	2	-	2	2	4.1	
強盗	5	-	2	2	1	-	-	1.8	
通貨偽造	5	1	3	1	-	-	-	1.0	
集団(準)強姦致死傷	3	-	1	-	1	1	-	2.7	
(準)強姦	3	-	1	2	-	-	-	1.7	
組織的犯罪処罰法違反	3	-	1	1	-	1	-	2.3	
銃刀法違反	2	-	1	-	-	-	1	3.0	
拐取者身の代金取得等	2	-	1	-	1	-	-	2.0	
麻薬取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	
窃盗	1	-	-	-	1	-	-	3.0	
ガス漏出等致死	1	-	1	-	-	-	-	1.0	
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	1	5.0	
(準)強制わいせつ	1	-	1	-	-	-	-	1.0	
非現住建造物等放火	1	-	1	-	-	-	-	1.0	

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

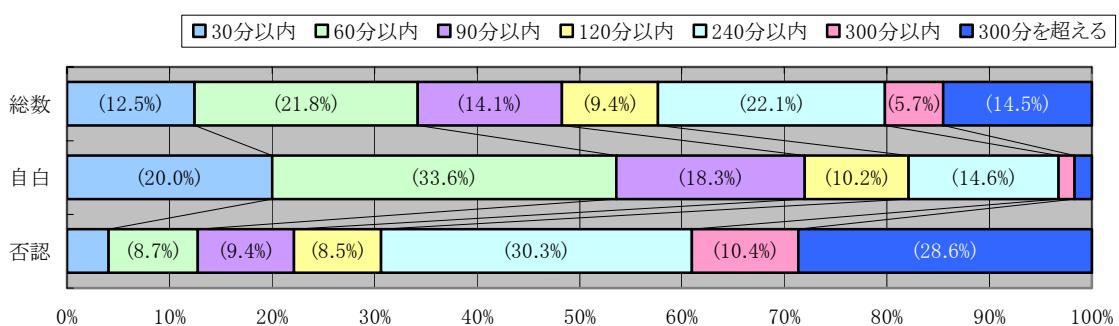
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人尋問時間							平均証人尋問時間(分)
		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	300分以内	300分を超える	
総数	1,236	154	269	174	116	273	71	179	165.4
自白	649	130	218	119	66	95	10	11	80.2
否認	587	24	51	55	50	178	61	168	259.6

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

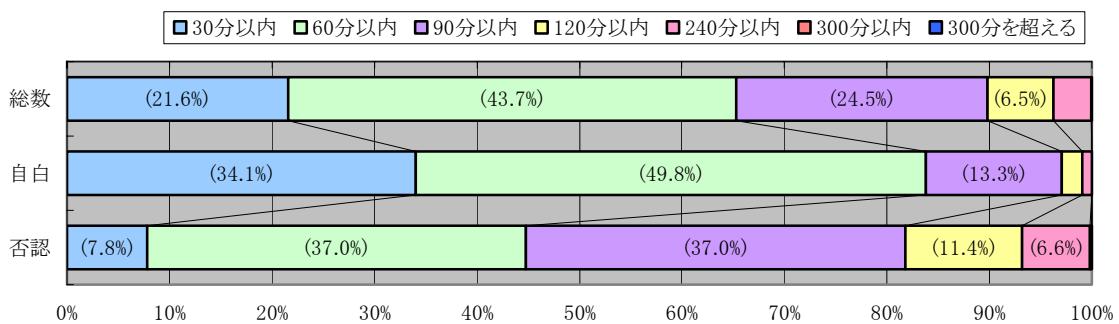


図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たりの平均証人尋問時間(分)
		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	300分以内	300分を超える	
総数	1,236	267	540	303	80	45	1	-	56.4
自白	649	221	323	86	13	6	-	-	43.7
否認	587	46	217	217	67	39	1	-	70.4

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

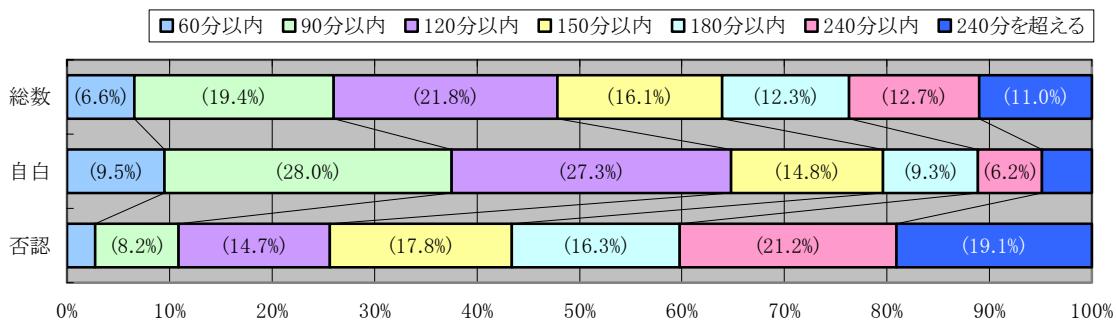


### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表51 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	1,442	95	280	315	232	178	183	159	150.3
自白	818	78	229	223	121	76	51	40	119.4
否認	624	17	51	92	111	102	132	119	190.9

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表52ないし図表54のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表57を参照。）。

図表52 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	1,442	206	438	335	173	126	164
開 廷 時 間	5時間以内	164	56	80	25	3	-
	6時間以内	153	50	70	26	5	1
	7時間以内	145	31	62	30	17	4
	8時間以内	120	13	52	33	20	-
	9時間以内	125	21	38	45	10	1
	10時間以内	107	11	35	36	16	7
	11時間以内	105	5	15	41	25	15
	12時間以内	113	11	29	30	16	13
	12時間を超える	410	8	57	69	61	74

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表53 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証人尋問時間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,236	154	269	174	116	273	250	23.4	
開廷時間	5時間以内	108	48	45	12	2	1	-	15.6
	6時間以内	103	33	39	20	8	3	-	15.6
	7時間以内	114	20	44	24	12	14	-	17.2
	8時間以内	107	15	31	27	12	22	-	17.6
	9時間以内	104	9	29	17	16	32	1	19.2
	10時間以内	96	8	27	19	9	29	4	17.9
	11時間以内	100	4	10	13	22	43	8	21.6
	12時間以内	102	8	16	12	12	30	24	22.1
	12時間を超える	402	9	28	30	23	99	213	27.2

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表54 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被告人質問時間							開廷時間に 占める被告 人質問時間の 割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,442	95	280	315	232	178	183	159	22.7	
開廷時間	5時間以内	164	45	78	31	8	2	-	-	30.6
	6時間以内	153	20	54	53	15	9	2	-	29.1
	7時間以内	145	11	41	42	31	14	6	-	28.0
	8時間以内	120	4	28	37	23	15	12	1	27.0
	9時間以内	125	6	21	32	34	16	15	1	25.1
	10時間以内	107	2	21	33	30	16	4	1	21.4
	11時間以内	105	2	10	22	20	26	17	8	24.6
	12時間以内	113	-	12	19	22	20	28	12	24.1
	12時間を超える	410	5	15	46	49	60	99	136	19.6

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

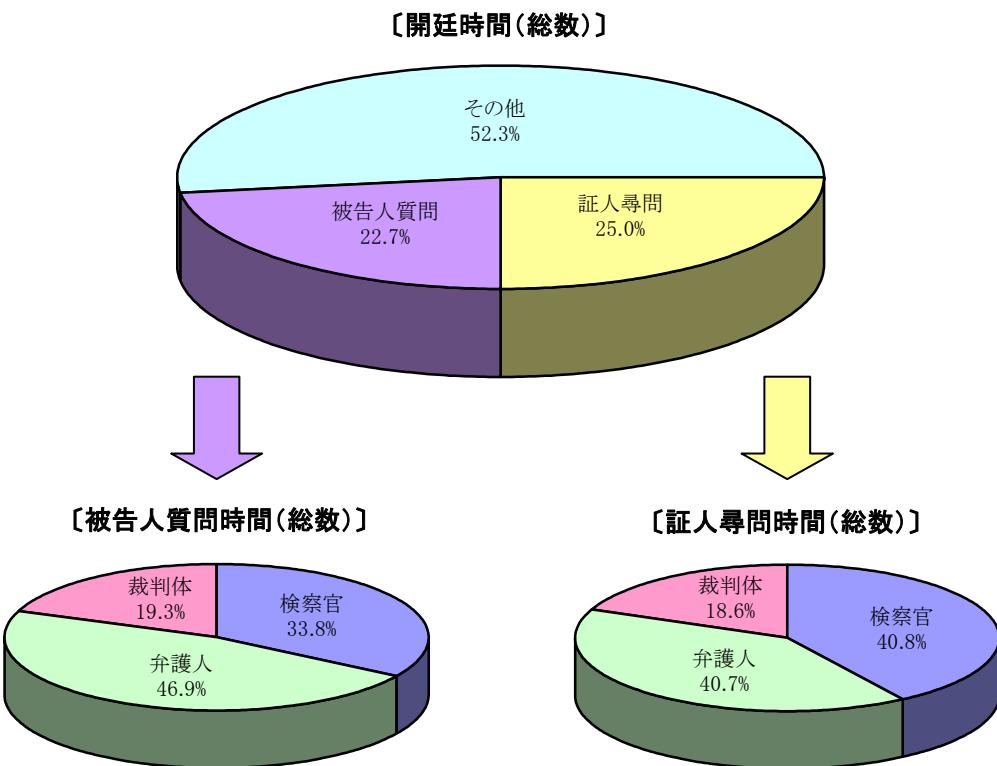
2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	うち			平均被告人質問時間(分)	うち		
			検察官	弁護人	裁判体		検察官	弁護人	裁判体
総数	662.3	165.4	67.4	67.2	30.7	150.3	50.8	70.5	29.0
自白	492.0	80.2	27.5	35.2	17.5	119.4	39.0	55.1	25.2
否認	885.5	259.6	111.5	102.7	45.4	190.9	66.2	90.7	34.0

(注) 1 刑事局への個別報告による概数である。  
2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表5 6 取調べ証人件数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局 件数	取調べ証人件数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		1,442	206	438	335	173	126	164
開 廷 回 数	2回以内	45	19	23	3	-	-	-
	3回	589	151	264	132	33	8	1
	4回	475	33	118	152	87	54	31
	5回	166	3	24	35	33	40	31
	6回以上	167	-	9	13	20	24	101

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人件数を比較したものが、図表5 7である。

図表5 7 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人件数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人件数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	513.0	334.0	882.9	1.9	1.1	3.5
うち裁判員裁判対象事件	676.8	522.5	894.4	2.2	1.4	3.4

(注) 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 2 終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件のうち、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。  
 3 図表5 5は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。  
 4 取調べ証人件数は延べ人員で計上する場合があるため図表4 7とは異なる。

## (5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58－1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

		終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数		818	25	289	247	103	58	96	30.9
公訴事実の数	1個	457	23	217	136	40	20	21	25.8
	2個	152	2	50	60	23	7	10	28.1
	3個	74	—	11	28	14	12	9	36.4
	4個	42	—	6	11	7	6	12	38.9
	5個以上	93	—	5	12	19	13	44	52.6

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58－2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

		終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数		624	10	128	186	159	53	88	34.7
公訴事実の数	1個	374	9	109	120	77	27	32	29.5
	2個	120	1	17	35	42	12	13	34.5
	3個	55	—	—	20	21	5	9	40.2
	4個	22	—	1	6	5	4	6	42.3
	5個以上	53	—	1	5	14	5	28	62.8

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表59－1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

		終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上	
総数		818	27	80	150	250	138	79	94	182.9
公 訴 事 実 の 数	1個	457	16	45	82	154	72	41	47	179.0
	2個	152	5	15	34	45	22	15	16	176.6
	3個	74	4	7	12	17	16	10	8	183.2
	4個	42	1	4	9	11	11	1	5	177.4
	5個以上	93	1	9	13	23	17	12	18	215.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59－2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

		終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)
			60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上	
総数		624	1	10	8	67	86	84	368	435.2
公 訴 事 実 の 数	1個	374	-	4	3	46	54	58	209	402.6
	2個	120	-	2	2	11	15	13	77	451.4
	3個	55	1	2	1	6	9	4	32	478.5
	4個	22	-	2	1	1	2	1	15	479.5
	5個以上	53	-	-	1	3	6	8	35	565.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60－1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)

		終局件数	開廷回数					平均開廷回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		818	42	483	235	41	17	3.4
公訴事実の数	1個	457	36	288	113	16	4	3.3
	2個	152	2	97	43	9	1	3.4
	3個	74	2	41	27	3	1	3.5
	4個	42	1	22	15	2	2	3.6
	5個以上	93	1	35	37	11	9	4.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60－2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)

		終局件数	開廷回数					平均開廷回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		624	3	106	240	125	150	4.9
公訴事実の数	1個	374	2	77	161	74	60	4.5
	2個	120	-	16	39	24	41	5.0
	3個	55	1	7	18	11	18	5.2
	4個	22	-	4	5	6	7	5.4
	5個以上	53	-	2	17	10	24	6.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表61-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)

		終局件数	開廷時間						平均開廷時間(分)
			360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数		818	285	119	75	77	69	193	492.0
公訴事実の数	1個	457	189	68	44	47	29	80	449.7
	2個	152	57	27	8	12	9	39	471.7
	3個	74	18	13	9	5	9	20	512.0
	4個	42	10	4	6	3	6	13	535.4
	5個以上	93	11	7	8	10	16	41	698.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表61-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)

		終局件数	開廷時間						平均開廷時間(分)
			360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上	
総数		624	32	26	45	48	38	435	885.5
公訴事実の数	1個	374	19	20	32	34	24	245	811.5
	2個	120	8	4	9	6	7	86	902.0
	3個	55	4	1	3	3	5	39	980.7
	4個	22	1	1	-	1	-	19	1039.0
	5個以上	53	-	-	1	4	2	46	1207.7

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

## (6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員20人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判官のみの合議体」という。）は19個（うち自白8個、否認11個），裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判員を含む合議体」という。）は2個（否認）であった<sup>\*12</sup>。また、区分事件審判による部分判決の結果は、有罪（一部無罪を含む。）が19個、無罪が2個であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
20	19	1	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数  
(区分審理決定の有無別)

判決人員	開 廷 回 数								平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,525	44	582	508	191	75	53	72	4.1
区分審理決定あり	20	-	-	-	-	1	5	14	9.1
区分審理決定なし	1,505	44	582	508	191	74	48	58	4.1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

\*12 区分事件審判における公判が開かれた平均合計時間は、裁判官のみの合議体では自白が101.3分、否認が502.1分、裁判員を含む合議体では1,399分（否認）であり、平均開廷回数は、裁判官のみの合議体では自白が1.8回、否認が3.5回、裁判員を含む合議体では6.5回（否認）であった。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

判決 人員		開廷時間							平均開廷 時間(分)
		360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	960分 以内	960分 を超える	
総数	1,525	312	277	236	237	125	91	247	678.8
区分審理決定あり	20	-	-	-	3	-	-	17	1,674.4
区分審理決定なし	1,505	312	277	236	234	125	91	230	665.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。  
 4 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

## (7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、99人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

判決人員	参加を申し出た被害者等						
		うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	
総数	185	323	320	60	178	202	223
殺人	69	135	134	33	79	77	95
傷害致死	39	54	53	15	35	37	36
強盗致死(強盗殺人)	18	45	45	3	17	29	24
強盗致傷	17	19	19	-	13	12	18
(準)強姦致死傷	12	12	12	4	8	9	12
(準)強制わいせつ致死傷	11	14	14	3	9	11	10
危険運転致死	5	11	11	-	-	8	9
強盗強姦	5	12	11	1	4	6	6
保護責任者遺棄致死	3	9	9	-	5	3	3
(準)強姦	2	2	2	1	1	1	2
集団(準)強姦致死傷	2	8	8	-	6	8	6
傷害	1	1	1	-	-	-	1
窃盗	1	1	1	-	1	1	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

## 4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別、罪名別及び開廷回数別）は、図表66ないし図表68のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決 人員	評議時間							平均評議 時間(分)	
	240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	840分 以内	840分 を超える		
総数	1,525	74	283	382	287	200	99	200	564.1
自白	885	69	218	272	162	83	37	44	468.4
否認	640	5	65	110	125	117	62	156	696.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6.7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

判決人員	評議時間	評議時間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,525	74	283	382	287	200	99	200	564.1
殺人	337	10	49	81	64	40	33	60	625.3
強盗致傷	320	17	63	90	53	41	19	37	529.2
覚せい剤取締法違反	167	7	33	38	35	28	10	16	544.5
現住建造物等放火	151	12	36	40	27	19	6	11	497.5
傷害致死	131	6	19	29	30	15	11	21	586.4
(準)強姦致死傷	88	2	17	27	14	12	6	10	537.0
(準)強制わいせつ致死傷	87	9	21	28	14	10	2	3	449.6
強盗強姦	46	3	6	11	11	6	2	7	618.0
強盗致死(強盗殺人)	42	-	4	6	4	6	5	17	913.7
麻薬特例法違反	39	3	8	11	7	4	2	4	497.6
偽造通貨行使	26	3	8	6	7	1	1	-	421.3
逮捕監禁致死	25	-	3	6	4	8	-	4	607.9
危険運転致死	17	1	7	2	3	1	-	3	531.3
傷害	8	-	1	-	2	3	-	2	708.8
保護責任者遺棄致死	8	-	1	3	1	-	1	2	778.1
通貨偽造	5	-	3	1	-	1	-	-	395.0
集団(準)強姦致死傷	5	-	3	-	-	2	-	-	488.0
強盗	5	1	-	1	1	2	-	-	467.0
(準)強姦	3	-	-	1	2	-	-	-	501.7
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	-	3	878.3
組織的犯罪処罰法違反	3	-	-	-	2	1	-	-	605.0
銃刀法違反	2	-	-	-	2	-	-	-	595.0
麻薬取締法違反	2	-	-	-	2	-	-	-	535.0
非現住建造物等放火	1	-	1	-	-	-	-	-	315.0
ガス漏出等致死	1	-	-	1	-	-	-	-	410.0
(準)強制わいせつ	1	-	-	-	-	-	-	1	805.0
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	1	-	-	-	585.0
窃盗	1	-	-	-	1	-	-	-	540.0

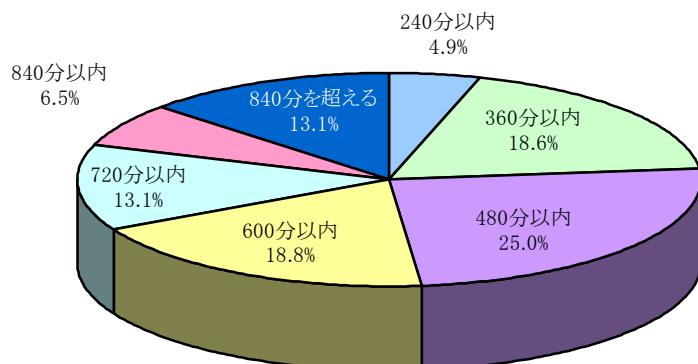
(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6.8 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

		判決 人員	評議時間							平均 評議 時間 (分)
			240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数		1,525	74	283	382	287	200	99	200	564.1
開廷回数	2回以下	44	5	23	10	5	1	-	-	361.8
	3回	582	57	157	192	114	38	14	10	427.5
	4回	508	10	76	126	118	84	45	49	561.5
	5回	191	2	15	37	27	48	20	42	659.8
	6回以上	200	-	12	17	23	29	20	99	921.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



## 5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、序別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決 人員	うち自白		うち否認	
		うち控訴		うち控訴	
総数	1,525	885	209	640	333
殺人	337	170	36	167	79
強盜致傷	320	217	71	103	54
覚せい剤取締法違反	167	61	14	106	70
現住建造物等放火	151	95	14	56	17
傷害致死	131	75	13	56	29
(準)強姦致死傷	88	59	18	29	19
(準)強制わいせつ致死傷	87	68	7	19	8
強盗強姦	46	27	9	19	9
強盗致死(強盗殺人)	42	10	6	32	24
麻薬特例法違反	39	33	12	6	4
偽造通貨行使	26	25	3	1	1
逮捕監禁致死	25	16	-	9	5
危険運転致死	17	5	2	12	8
傷害	8	-	-	8	2
保護責任者遺棄致死	8	4	-	4	2
通貨偽造	5	5	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5	5	3	-	-
強盗	5	2	-	3	1
(準)強姦	3	1	-	2	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	1	-	2	-
銃刀法違反	2	-	-	2	1
麻薬取締法違反	2	2	1	-	-
非現住建造物等放火	1	-	-	1	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	-	-	1	-
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	1	-
窃盗	1	-	-	1	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

府名	終局人員	有罪	一部有罪・無罪	無罪	家裁へ移送	その他	府名	終局人員	有罪	一部有罪・無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,570	1,508	6	10	1	45	広島地裁本庁	34	34	-	-	-	-
東京地裁本庁	136	129	1	3	1	2	山口地裁本庁	5	5	-	-	-	-
東京地裁立川支部	40	37	-	-	-	3	岡山地裁本庁	29	29	-	-	-	-
横浜地裁本庁	84	78	-	-	-	6	鳥取地裁本庁	3	3	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	12	10	-	-	-	2	松江地裁本庁	3	3	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	77	77	-	-	-	-	福岡地裁本庁	56	55	1	-	-	-
千葉地裁本庁	202	195	-	2	-	5	福岡地裁小倉支部	14	14	-	-	-	-
水戸地裁本庁	25	25	-	-	-	-	佐賀地裁本庁	6	6	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	26	26	-	-	-	-	長崎地裁本庁	5	4	1	-	-	-
前橋地裁本庁	20	20	-	-	-	-	大分地裁本庁	17	17	-	-	-	-
静岡地裁本庁	8	8	-	-	-	-	熊本地裁本庁	11	11	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	13	13	-	-	-	-	鹿児島地裁本庁	26	26	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	7	6	-	1	-	-	宮崎地裁本庁	8	8	-	-	-	-
甲府地裁本庁	12	12	-	-	-	-	那覇地裁本庁	19	17	1	-	-	1
長野地裁本庁	11	11	-	-	-	-	仙台地裁本庁	17	15	1	1	-	-
長野地裁松本支部	11	11	-	-	-	-	福島地裁本庁	16	16	-	-	-	-
新潟地裁本庁	14	14	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	22	16	-	-	-	6
大阪地裁本庁	113	110	-	2	-	1	山形地裁本庁	11	10	-	-	-	1
大阪地裁堺支部	41	39	1	-	-	1	盛岡地裁本庁	6	5	-	-	-	1
京都地裁本庁	35	33	-	-	-	2	秋田地裁本庁	4	4	-	-	-	-
神戸地裁本庁	43	41	-	1	-	1	青森地裁本庁	15	15	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	14	14	-	-	-	-	札幌地裁本庁	37	37	-	-	-	-
奈良地裁本庁	11	11	-	-	-	-	函館地裁本庁	7	6	-	-	-	1
大津地裁本庁	18	18	-	-	-	-	旭川地裁本庁	8	8	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	11	11	-	-	-	-	釧路地裁本庁	11	11	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	77	69	-	-	-	8	高松地裁本庁	13	12	-	-	-	1
名古屋地裁岡崎支部	21	20	-	-	-	1	徳島地裁本庁	8	8	-	-	-	-
津地裁本庁	15	15	-	-	-	-	高知地裁本庁	5	5	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	23	23	-	-	-	-	松山地裁本庁	10	10	-	-	-	-
福井地裁本庁	7	7	-	-	-	-	その他	2	-	-	-	-	2
金沢地裁本庁	11	11	-	-	-	-							
富山地裁本庁	4	4	-	-	-	-							

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 府名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	1,570	1,508	6	10	1	45
殺人	345	333	2	2	-	8
強盗致傷	331	318	-	1	1	11
覚せい剤取締法違反	169	162	-	5	-	2
現住建造物等放火	155	148	3	-	-	4
傷害致死	134	129	-	2	-	3
(準)強姦致死傷	96	88	-	-	-	8
(準)強制わいせつ致死傷	88	86	1	-	-	1
強盗強姦	53	46	-	-	-	7
強盗致死(強盗殺人)	42	42	-	-	-	-
麻薬特例法違反	39	39	-	-	-	-
偽造通貨行使	26	26	-	-	-	-
逮捕監禁致死	25	25	-	-	-	-
危険運転致死	17	17	-	-	-	-
傷害	8	8	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	8	8	-	-	-	-
通貨偽造	5	5	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-
強盗	5	5	-	-	-	-
(準)強姦	3	3	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-
銃刀法違反	2	2	-	-	-	-
麻薬取締法違反	2	2	-	-	-	-
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-
窃盗	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

**図表71 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員**

終局人員	終局区分別														控訴申立人員	控訴率（%）			
	有罪										無罪	家裁へ移送	その他						
	有期懲役						3年以下												
	有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	保護うち観察						
総数	1,570	1,514	9	24	19	25	71	173	306	293	263	91	240	136	10	1	45	542	35.6
殺人	345	335	2	8	5	9	37	62	35	48	37	24	68	27	2	-	8	115	34.1
強盜致傷	331	318	-	-	-	1	7	29	77	82	80	10	32	22	1	1	11	125	39.2
覚せい剤取締法違反	169	162	-	-	-	-	7	21	90	31	5	6	2	2	5	-	2	84	50.3
現住建造物等放火	155	151	-	-	1	-	-	3	8	23	39	20	57	42	-	-	4	31	20.5
傷害致死	134	129	-	-	-	4	-	12	34	34	28	6	11	2	2	-	3	42	32.1
(準)強姦致死傷	96	88	-	-	3	3	6	9	20	28	13	3	3	3	-	-	8	37	42.0
(準)強制わいせつ致死傷	88	87	-	-	-	-	-	3	4	11	23	13	33	24	-	-	1	15	17.2
強盗強姦	53	46	-	1	5	2	6	16	12	4	-	-	-	-	-	-	7	18	39.1
強盗致死(強盗殺人)	42	42	7	15	5	4	3	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	30	71.4
麻薬特例法違反	39	39	-	-	-	-	1	6	12	14	6	-	-	-	-	-	-	16	41.0
偽造通貨行使	26	26	-	-	-	-	-	-	-	9	2	15	6	-	-	-	4	15.4	
逮捕監禁致死	25	25	-	-	-	-	-	-	3	4	7	1	10	2	-	-	-	5	20.0
危険運転致死	17	17	-	-	-	-	-	2	2	6	4	3	-	-	-	-	-	10	58.8
傷害	8	8	-	-	-	-	-	-	-	3	1	4	2	-	-	-	-	2	25.0
保護責任者遺棄致死	8	8	-	-	-	-	-	-	2	2	2	1	1	1	-	-	-	2	25.0
通貨偽造	5	5	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	2	-	-	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	60.0
強盗	5	5	-	-	-	-	1	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	20.0
(準)強姦	3	3	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
銃刀法違反	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
麻薬取締法違反	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 禁錮刑及び罰金刑の終局人員はない。

## 6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年及び平成23年の裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	第一審 終局 人員	控訴審 終局 人員 総数	被 告 人 側						検 察 官							
			控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他
総数	1,570	552	547	34	110	420	316	65	1	6	-	2	2	4	-	-
死刑	9	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期懲役	24	26	26	2	5	22	23	2	-	-	-	-	-	-	-	-
有期懲役	30年以下	19	11	2	7	11	11	2	-	1	-	-	1	-	-	-
	25年以下	25	18	18	1	7	18	14	2	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	71	37	37	3	6	29	19	5	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	173	87	86	6	24	66	50	7	-	1	-	1	1	1	-
	10年以下	306	140	140	6	25	103	88	15	1	-	-	-	-	-	-
	7年以下	293	107	107	7	16	81	55	10	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	263	88	88	5	9	68	38	16	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	331	35	33	2	11	22	18	6	-	2	-	1	-	1	-
	うち 執行猶予	240	4	3	-	2	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	10	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-
その他	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。  
 3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上了。  
 4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上了。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

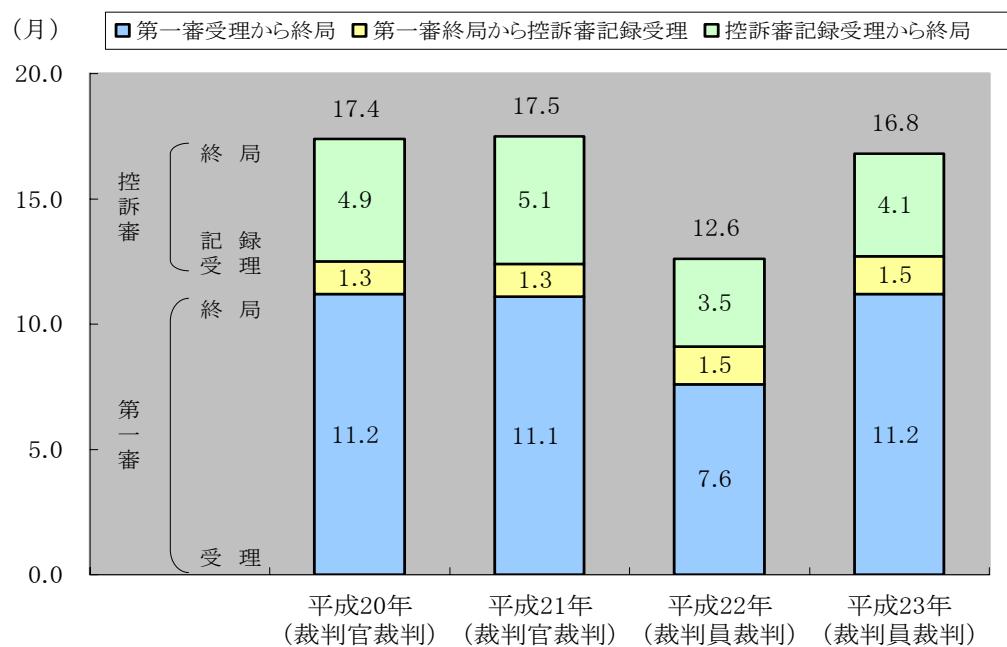
第一審の結果		第一 審 終 局 人 員	控 訴 審 終 局 人 員	控訴審の結果						上 告 申 立 人 員
				控 訴 棄 却	破 棄 差 戻	に 3 う よ 9 ち る 7 刑 も 1 訴 の 項 法	破 棄 自 判	に 3 う よ 9 ち る 7 刑 も 1 訴 の 項 法	取 下 げ	
総数	1,570	552	444	2	2	41	15	63	2	243
死刑	9	1	-	-	-	-	-	1	-	-
無期懲役	24	26	25	-	-	-	-	1	-	20
有期懲役	30年以下	19	11	11	-	-	-	-	-	6
	25年以下	25	18	17	-	-	1	1	-	8
	20年以下	71	37	33	-	-	-	-	4	-
	15年以下	173	87	73	1	1	5	2	8	-
	10年以下	306	140	113	-	-	11	4	16	-
	7年以下	293	107	82	-	-	6	3	18	1
	5年以下	263	88	63	-	-	14	2	11	-
	3年以下	331	35	27	1	1	2	1	4	1
	うち執行猶予	240	4	1	-	-	1	1	1	1
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	10	2	-	-	-	2	2	-	-	2
その他	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 刑事控訴事件票による。  
 2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。  
 3 終局人員は、平成22年(215人)及び平成23年(452人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

## 7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表74及び図表75のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年及び平成23年の裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表74 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方						
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他
総数	194	43	25	61	107	102	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
控訴棄却	184	41	24	58	102	98	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	-	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	3	2	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

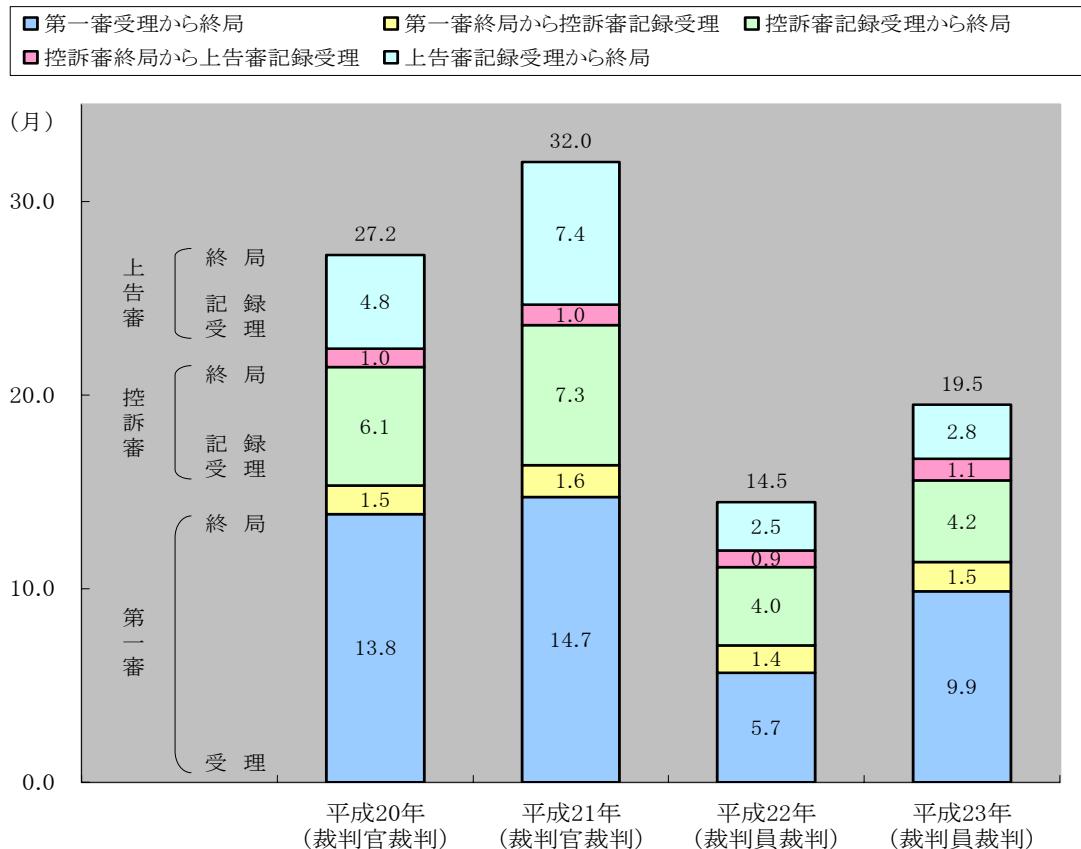
- (注) 1 刑事上告事件票による実人員である。  
 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。  
 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

図表75 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果	上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ
		判決	決定	差戻し・移送	自判		
総数	194	1	151	-	1	2	39
控訴棄却	184	1	143	-	1	2	37
破棄 自判	死刑	-	-	-	-	-	-
	無期	-	-	-	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-
	20年以下	-	-	-	-	-	-
	15年以下	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	-	3	-	-	1
	7年以下	2	-	1	-	-	1
	5年以下	3	-	3	-	-	-
	3年以下 うち執行猶予	1	-	1	-	-	-
無罪		-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		-	-	-	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-

(注) 刑事上告事件票による実人員である。

## (参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



#### 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表76のとおりである。

図表76 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が選任された人員	国選弁護人が選任された人員
総数	1,525	265 (17.4)	1,338 (87.7)
殺人	337	63 (18.7)	289 (85.8)
強盗致傷	320	33 (10.3)	296 (92.5)
覚せい剤取締法違反	167	25 (15.0)	153 (91.6)
現住建造物等放火	151	16 (10.6)	139 (92.1)
傷害致死	131	32 (24.4)	110 (84.0)
(準)強姦致死傷	88	19 (21.6)	76 (86.4)
(準)強制わいせつ致死傷	87	22 (25.3)	75 (86.2)
強盗強姦	46	7 (15.2)	41 (89.1)
強盗致死(強盗殺人)	42	3 (7.1)	42 (100.0)
麻薬特例法違反	39	16 (41.0)	27 (69.2)
偽造通貨行使	26	—	26 (100.0)
逮捕監禁致死	25	9 (36.0)	16 (64.0)
危険運転致死	17	6 (35.3)	11 (64.7)
傷害	8	3 (37.5)	6 (75.0)
保護責任者遺棄致死	8	2 (25.0)	6 (75.0)
通貨偽造	5	—	5 (100.0)
集団(準)強姦致死傷	5	1 (20.0)	4 (80.0)
強盗	5	1 (20.0)	4 (80.0)
(準)強姦	3	2 (66.7)	2 (66.7)
拐取者身の代金取得等	3	—	3 (100.0)
組織的犯罪処罰法違反	3	3 (100.0)	—
銃刀法違反	2	1 (50.0)	1 (50.0)
麻薬取締法違反	2	—	2 (100.0)
非現住建造物等放火	1	—	1 (100.0)
ガス漏出等致死	1	—	1 (100.0)
(準)強制わいせつ	1	1 (100.0)	—
自殺関与及び同意殺人	1	—	1 (100.0)
窃盗	1	—	1 (100.0)

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表77及び図表78のとおりである。

図表77 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員	うち通訳翻訳人の 付いた外国人
総数	1,525	172 (11.3)
殺人	337	11 (3.3)
強盗致傷	320	16 (5.0)
覚せい剤取締法違反	167	124 (74.3)
現住建造物等放火	151	2 (1.3)
傷害致死	131	6 (4.6)
(準)強姦致死傷	88	2 (2.3)
(準)強制わいせつ致死傷	87	1 (1.1)
強盗強姦	46	-
強盗致死(強盗殺人)	42	-
麻薬特例法違反	39	4 (10.3)
偽造通貨行使	26	3 (11.5)
逮捕監禁致死	25	-
危険運転致死	17	-
傷害	8	1 (12.5)
保護責任者遺棄致死	8	-
通貨偽造	5	-
集団(準)強姦致死傷	5	-
強盗	5	-
(準)強姦	3	-
拐取者身の代金取得等	3	-
組織的犯罪処罰法違反	3	-
銃刀法違反	2	-
麻薬取締法違反	2	2 (100.0)
非現住建造物等放火	1	-
ガス漏出等致死	1	-
(準)強制わいせつ	1	-
自殺関与及び同意殺人	1	-
窃盗	1	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

図表78 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	172
中国語	40
北京語	32
広東語	7
台湾語	1
英語	43
スペイン語	26
ペルシャ語	12
ポルトガル語	9
ドイツ語	6
ロシア語	6
韓国・朝鮮語	5
フランス語	4
ルーマニア語	4
ハンガリー語	3
タイ語	2
フィリピノ(タガログ)語	2
トルコ語	2
スワヒリ語	2
ベトナム語	1
ネパール語	1
ベンガル語	1
チエコ語	1
ブルガリア語	1
スロバキア語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、図表80のとおりであり、障害のある裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は42件あった。

なお、手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

図表89 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員  
(該当なし)

図表80 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手續期日に出席した裁判員候補者	選任された裁判員・補充裁判員
総数	44,150	11,803
うち手話通訳	6	1
うち要約筆記	7	2
うち点字翻訳	5	1

(注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、  
刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
2 1以外の人員は、刑事局への個別報告による実人員  
であり、概数である。

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がされた事件はなかつた。

図表81 裁判員法違反事件の処理状況  
(該当なし)